

平成29年度

当初予算案主要事項調書

京都府宇治田原町

平成29年度 当初予算案主要事項調書

総務部

総務課関係

地域防犯推進事業	1
国際交流事業	2
情報伝達システム整備事業	3
地域防災対策事業	4
交通安全啓発事業	5
高機能消防指令システム整備事業	6
多機能消防資機材整備事業	7

企画財政課関係

「ハートのまち」PR事業	8
「ハートのまち」移住定住促進奨励金	9
ふるさと納税推進事業	10
空家・耕作放棄地活用移住促進事業	11
行政改革大綱等策定事業	12
空家等総合対策事業	13

健康福祉部

福祉課関係

障がい者基本計画等策定事業	14
障がい者自立支援給付等事業	15
障がい者地域生活支援事業	16
児童通所支援事業所運営支援事業	17

介護医療課関係

子育て支援医療費支給事業	18
高齢者等耐震シェルター設置補助事業	19
高齢者福祉サービス事業	20
特定健康診査等実施事業【国保】	21
生活習慣病予防対策事業【国保】	22
後期高齢者健康診査事業【後期高齢】	23
介護保険事業計画策定事業【介護】	24
保険給付費【介護】	25
介護予防・日常生活支援総合事業【介護】	26

健康児童課関係	少子化対策推進事業	27
	育児用品購入助成事業	28
	子育てサービス利用支援事業	29
	地域子育て支援事業	30
	「みんなで子育て・孫育て」家庭応援事業	31
	保育充実事業	32
	一時保育施設等整備事業	33
	健康づくり応援ポイントキャンペーン事業	34
	各種がん検診事業	35
	食生活改善推進員養成事業	36

建設事業部

建設環境課関係	公共交通利用推進事業	37
	バスロケーションシステム導入支援事業	38
	児童遊園整備等事業	39
	家庭用太陽光発電・蓄電設備設置補助事業	40
	宇治田原町ふれあい収集事業	41
	新市街地連絡道路整備事業	42
	京都やましろ茶いくるライン整備事業	43
	町道新設改良事業	44
	道路施設長寿命化修繕事業	45
	都市計画制度導入検討事業	46

プロジェクト推進課関係	新庁舎建設事業	47
	宇治田原山手線整備促進住民会議助成金	48
	宇治田原山手線整備事業	49

産業観光課関係	町内雇用促進助成事業	50
	町内企業就業推進事業	51
	お茶の京都推進事業	52
	農業担い手対策事業	53
	大福茶園再造成事業	54
	耕作放棄地再生・営農条件整備支援事業	55
	災害に強い山づくり事業	56
	有害鳥獣対策事業	57
	宇治田原企業成長応援事業	58
	お茶の京都交流拠点整備推進事業	59

	観光まちづくり推進事業	60
	末山・くつわ池自然公園事業	61
	地域おこし協力隊事業	62
上下水道課関係	公共下水道（管渠）整備事業【下水道】	63
	第5次拡張事業計画変更認可図書作成事業【水道】	64
	禅定寺加圧ポンプ場移転新設事業【水道】	65
	給水車購入費【水道】	66
教育部		
学校教育課関係	寺子屋「うじたわら学び塾」運営事業	67
	高校生通学費補助金	68
	学校施設環境整備事業	69
	就学援助・奨励事業	70
社会教育課関係	生涯学習推進事業	71
	奥山田化石ふれあい広場整備事業	72
	放課後児童健全育成事業	73
	田原児童育成施設整備事業	74
	住民テニスコート等改修事業	75

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	地域防犯推進事業		
予算額	947千円	新規継続の別	拡充・継続
補助単独の別	補助（国・府）・単独	補助制度名	
事業内容	<p>〈趣旨〉 住民が安心して安全に暮らすことができる地域社会を実現するため、宇治田原町の地域の力を活かし、住民、地域活動団体、事業者、警察、町が緊密に連携、情報を共有し、総合的かつ有機的な防犯活動を推進する。</p> <p>〈内容〉</p> <p>■防犯カメラの設置【新規】 犯罪の予防と被害の未然防止を図り、安全で安心なまちづくりを推進するため、地域みまもりステーションに防犯カメラを設置する。</p> <p>■ドライブレコーダーの設置【新規】 交通事故発生時における事故責任の明確化と安全運転の意識啓発の向上並びに犯罪の抑止力の強化を図るため、公用車（清掃車やバス等）にドライブレコーダーを設置する。</p> <p>■地域防犯活動の推進 町内防犯関係機関で組織する宇治田原町地域防犯推進ネットワーク協議会による情報交換及び町広報紙による啓発や街頭啓発等により防犯意識の高揚を図る。 また、自主防災組織安心安全活動補助金により地域（自主防災会）の防犯活動も支援（補助率1/2）。</p>		
担当課	総務部 総務課	電話	88-6631

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	国際交流事業		
予算額	1,059千円	新規継続の別	拡充・継続
補助単独の別	補助(国・府)・単独	補助制度名	「お茶の京都」市町村支援強化事業費交付金
事業内容	<p>〈趣旨〉</p> <p>『日本緑茶発祥の地』の強みを生かし、『茶発祥の地』である中国雲南省との積極的な交流をとおして、更なる友好関係を推進していくとともに、今後、英語文化圏との交流を目指し、関係機関等との連携を図りながら、地域内での交流意識の醸成を進めていく。</p> <p>〈内容〉</p> <p>■緑茶交流〔お茶のルーツ啓発〕事業</p> <p>中国雲南省人民政府を窓口に、児童・生徒の『お茶』を通じた友好づくり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校茶園で手摘みした新茶とメッセージの贈呈。中国茶の試飲 ・ふるさとまつり内での中国茶・文化紹介コーナーの設置 など <p>■情報発信〔日本緑茶発祥の地PR〕事業</p> <p>外国人観光客・企業・消費者に向けた「おもてなし」文化の発信。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雲南農業大学と学術交流を進めている京都府立大学との事業連携の推進 ・在阪外交使節団(領事館)・経済団体等への機会を捉えた情報発信 など <p>■調査・学習〔幅広い国際理解の推進〕事業</p> <p>グローバルな世界を認識する幅広い国際理解の推進と交流自治体の調査。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次代を担う世代の国際ニーズを基にした英語圏交流先の調査・検討 ・「国際理解のつどい」の支援(児童対象) など <p>■民間交流団体等との育成・支援と交流</p> <p>地域住民における外国語学・文化への学習意欲や関連団体の育成支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漢単(かんたん)サークルの育成支援(助言等) ・京都府国際課、京都府国際センターを通じた情報収集・意見交換 <p>〈お茶の京都促進〉【拡充】</p> <p>平成29年度をターゲットイヤーとした「お茶の京都」の取組みの一つとして、京都府と連携した海外交流団体(中国雲南省)への訪問等〈お茶の京都〉や〈日本緑茶発祥の地〉を国内外へ広く発信していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業・国際交流プログラム(11月10・11日/文化パルク城陽) <p>※国内外の茶商や茶文化を伝承する団体が集う世界のお茶大交流会 交流先である雲南省関連ブースの開設と中国茶啓発に係る取組みの支援</p>		
担当課	総務部 総務課	電話	88-6631

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	情報伝達システム整備事業		
予算額	2,884千円	新規継続の別	新規・ <input checked="" type="checkbox"/> 継続
補助単独の別	補助(国・府)・ <input checked="" type="checkbox"/> 単独	補助制度名	
事業内容	<p>〈趣旨〉 地震、風水害における災害時情報の伝達について、昨年度に小中学校・保育所・総合文化センターに整備したIP告知システムの整備箇所を追加するとともに、同システムを活用した長距離スピーカーに係る調査・検討並びに実施設計を行う。</p> <p>〈内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ IP告知システムの整備箇所を追加(住民体育館)することにより、防災ネットワーク環境の拡充を図る。 ■ 長距離スピーカーの導入を控え、調査・検討、実施設計を実施。 		
担当課	総務部 総務課	電 話	88-6631

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	地域防災対策事業		
予算額	4,499千円	新規継続の別	新規・継続
補助単独の別	補助(国・府)・単独	補助制度名	防災・安全交付金
事業内容	<p>〈趣旨〉 京都府の土砂災害警戒区域及び田原川浸水想定区域の見直しに伴い、本町の防災マップの改定を行う。</p> <p>〈内容〉 ■防災マップ改定業務 土砂災害警戒区域(荒木)及び田原川浸水想定区域の見直しが京都府によって行われることにより、最新のハザード情報を掲載すべく、本町防災マップの改定を行う。</p>		
担当課	総務部 総務課	電話	88-6631

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	交通安全啓発事業		
予算額	373千円	新規継続の別	拡充・継続
補助単独の別	補助（国・府）・単独	補助制度名	
事業内容	<p>〈趣旨〉 広く住民に交通安全に対する意識の普及・浸透を図るとともに、交通事故を防止するため、運転免許証自主返納者に対する支援及び交通安全啓発看板等の購入を行う。</p> <p>〈内容〉</p> <p>■運転免許証自主返納者に対する支援【新規】 近年、顕著になっている高齢運転者の事故防止を目的に、運転免許証自主返納者への支援策の創設を行う。 自主返納者に対しICOCAカード（5,000円分）を配付する。</p> <p>■交通安全啓発看板等の購入 区・PTAからの交通安全要望に対応するため、啓発看板等の購入を行う。</p> <p>■交通安全グッズの購入 交通事故を防止するため、敬老会において高齢者への交通安全グッズを配布するとともに、小学校新入生への啓発グッズの配布を行う。</p>		
担当課	総務部 総務課	電話	88-6631

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	高機能消防指令システム整備事業		
予算額	29,806千円	新規継続の別	新規・継続
補助単独の別	補助(国・府)・単独	補助制度名	(消防防災施設整備費補助金)
事業内容	<p>〈趣旨〉 京田辺市消防本部が実施する高機能消防指令システム更新事業に係る経費を負担する。</p> <p>〈内容〉 本更新事業により、老朽化している機器の更新だけでなく、「対応時間の短縮」「システムの効率化」「高信頼性の確保」を図る。</p> <p>(新指令システムの特徴等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合型位置情報通知装置の導入により、入電時即時に通報者の位置を特定。発生場所の特定が容易になる。 ・出動車両運用管理装置(AVM)を各車両に整備することにより、詳細な情報の共有が可能。 ・障害発生時におけるシステムの機能維持を目的に、指令装置を二分化し、それぞれ独立した装置を相互に接続して並列運転。 ・操作のオートメーション化が図られ、指令操作の時間短縮が容易。 <p>〈経過〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成7年度 消防緊急通信指令システム導入 ・平成20年度 システム部分更新 ・平成21年度 IP・携帯位置表示システム導入 ・平成25年度 消防救急デジタル無線導入 		
担当課	総務部 総務課	電話	88-6631



平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	多機能消防資機材整備事業		
予算額	7,819千円	新規継続の別	新規・ <input type="checkbox"/> 継続
補助単独の別	<input type="checkbox"/> 補助(国・ <input type="checkbox"/> 府)・単独	補助制度名	地域防災力総合支援事業補助金
事業内容	<p>〈趣旨〉 風水害をはじめとするあらゆる自然災害への対応を想定し、消防団車両等更新計画に基づき、多機能型消防車両等の整備を行い、消防力の充実・強化を図る。</p> <p>〈配備品〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多機能型消防車両 消防団第1分団第4部(奥山田) ・装備品 <ul style="list-style-type: none"> ①通常の消火資機材 ②救助・救急機材(チェーンソー、AED、救急セット) ③その他資機材(投光器、発電機等) 		
担当課	総務部 総務課	電 話	88-6631

平成29年度 当初予算案主要事項調査書

事業名	「ハートのまち」PR事業																												
予算額	4,650千円	新規継続の別	拡充・継続																										
補助単独の別	補助(国・府)・単独	補助制度名	地方創生推進交付金																										
事業内容	<p>〈趣旨〉 「第5次まちづくり総合計画」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく宇治田原町のシティプロモーションの一環として、第5次総合計画の将来像のサブコピー「やすらぎ・ぬくもり・ハートのまち」の打ち出しによる宇治田原ブランドの発信を積極的に進め、まちの活力や定住促進等につなげる。</p> <p>〈内容〉 大学生及び庁内若手職員プロジェクトチームのアイデアにより、「ハートのまち」のPR(手法、物品等)を総合的に協議・作成する。</p> <p>〈スキーム〉 ○ 新たに平成18年度より本町と連携協力包括協定を締結している京都府立大学 京都政策研究センターの受託研究事業を開始。 ○ 平成28年度に立ち上げた庁内若手職員による「宇治田原のいいところプロモーション・プロジェクトチーム(いいところPT)」での立案・連携を継続。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作成物・担当課</th> <th>内容</th> <th>連携主体</th> <th>(参考)立案主体(H28)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「いいところ」パンフレット(新規)【企画財政課】</td> <td>町内住民へのインビュー・町独自制度の紹介</td> <td>京都府立大学政策研究センター</td> <td>いいところPT</td> </tr> <tr> <td>まちキュン・ご当地届(新規)【税住民課】</td> <td>オリジナル婚姻届・出生届デザイン協力</td> <td>いいところPT</td> <td>「ハートのまち」PR事業(府立大学生)</td> </tr> <tr> <td>宇治田原スイーツマップ(新規)【企画財政課・産業観光課】</td> <td>町内抹茶スイーツ等の提供店舗をPR</td> <td>大学生、いいところPT</td> <td>職員提案制度</td> </tr> <tr> <td>茶ッピー活用事業(継続)【企画財政課】</td> <td>茶ッピーのオリジナルグッズ作成</td> <td>いいところPT</td> <td>いいところPT</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈経過等〉 平成28年度「ハートのまちPR事業」 ○ 大学生等のアイデアによりPR方策を検討する「ハートのまちPRチーム」を新たに立ち上げ、具体的な打ち出しを進めた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>連携先</th> <th>取り組みの内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同志社大学ボランティアサークル「ASUVID」(平成27年度広報事業からの連携)</td> <td>オリジナル動画(1分間程度のショートムービー)作成・公開</td> </tr> <tr> <td>京都府立大学(インターンシップ生)</td> <td>ハートのまちPRに資する施策提案</td> </tr> </tbody> </table>			作成物・担当課	内容	連携主体	(参考)立案主体(H28)	「いいところ」パンフレット(新規)【企画財政課】	町内住民へのインビュー・町独自制度の紹介	京都府立大学政策研究センター	いいところPT	まちキュン・ご当地届(新規)【税住民課】	オリジナル婚姻届・出生届デザイン協力	いいところPT	「ハートのまち」PR事業(府立大学生)	宇治田原スイーツマップ(新規)【企画財政課・産業観光課】	町内抹茶スイーツ等の提供店舗をPR	大学生、いいところPT	職員提案制度	茶ッピー活用事業(継続)【企画財政課】	茶ッピーのオリジナルグッズ作成	いいところPT	いいところPT	連携先	取り組みの内容	同志社大学ボランティアサークル「ASUVID」(平成27年度広報事業からの連携)	オリジナル動画(1分間程度のショートムービー)作成・公開	京都府立大学(インターンシップ生)	ハートのまちPRに資する施策提案
作成物・担当課	内容	連携主体	(参考)立案主体(H28)																										
「いいところ」パンフレット(新規)【企画財政課】	町内住民へのインビュー・町独自制度の紹介	京都府立大学政策研究センター	いいところPT																										
まちキュン・ご当地届(新規)【税住民課】	オリジナル婚姻届・出生届デザイン協力	いいところPT	「ハートのまち」PR事業(府立大学生)																										
宇治田原スイーツマップ(新規)【企画財政課・産業観光課】	町内抹茶スイーツ等の提供店舗をPR	大学生、いいところPT	職員提案制度																										
茶ッピー活用事業(継続)【企画財政課】	茶ッピーのオリジナルグッズ作成	いいところPT	いいところPT																										
連携先	取り組みの内容																												
同志社大学ボランティアサークル「ASUVID」(平成27年度広報事業からの連携)	オリジナル動画(1分間程度のショートムービー)作成・公開																												
京都府立大学(インターンシップ生)	ハートのまちPRに資する施策提案																												
担当課	総務部 企画財政課	電話	88-6632																										

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	「ハートのまち」移住定住促進奨励金		
予算額	6,500千円	新規継続の別	新規・継続
補助単独の別	補助(国・府)・単独	補助制度名	
事業内容	<p>〈趣旨〉 新たに本町に移住定住を希望する者が、町内の新築物件の取得もしくは中古物件を購入し移住した場合に奨励金を交付することで、本町へのIターン、Uターン等の促進を図る。(40歳未満の若者世帯や三世帯同居世帯には上乘せ交付)</p> <p>〈対象者の主な要件〉 (1) 平成29年4月1日以降に本町に転入し、本町の住民基本台帳に記録された方で、転入の日から過去1年以内に本町の住民基本台帳に記録されたことがない者 (2) 平成29年4月1日以降に住宅の新築または住宅の購入契約を締結された方で、前住所地の市町村民税に滞納がない者 (3) 新築または購入した住宅に5年間を超えて居住しようとする者</p> <p>〈奨励金のスキーム〉</p> <div data-bbox="400 1249 1426 1727" style="border: 2px solid orange; padding: 10px;"> <p>☆ 移住促進奨励金は1世帯1回限りの交付</p> <p>町外在住者の移住促進</p> <p>子育て世帯の移住支援</p> <p>多世代世帯の移住支援</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; text-align: center;"> <p>新築物件の取得 中古物件(空家含む※)の購入</p>  <p>一律15万円</p> </div> <div style="font-size: 2em; font-weight: bold;">+</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; text-align: center;"> <p>(優遇条件) 世帯員すべてが40歳未満の場合 もしくは 3世代同居の場合</p>  <p>一律10万円</p> </div> <div style="font-size: 2em; font-weight: bold;">=</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; text-align: center;"> <p>一般世帯 15万円</p> <p>優遇世帯 25万円</p> <p>×2</p> </div> </div> <p>※一部地域での「宇治田原空家バンク」登録中古物件の購入(府外転入)の場合・・・ 町奨励金と同額の「きょう住応援金」(府制度)交付(ほか、改修等支援制度あり) <small>(→「京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例」に基づく)</small></p> <p style="text-align: right;">空家の活用支援</p> </div> <p>〈事業期間〉 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで(時限3年間) = 「第5次まちづくり総合計画」前期基本計画、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」地域創生総合戦略の期間における時限措置</p>		
担当課	総務部 企画財政課	電 話	88-6632

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	ふるさと納税推進事業		
予算額	2,600千円	新規継続の別	拡充・継続
補助単独の別	補助(国・府)・単独	補助制度名	
事業内容	<p>〈趣旨〉 本町にふるさと納税をいただいた方へのお礼の品「宇治田原町ふるさと特産品」を通じて、本町の魅力や町内産業等のPRを行うとともに、納税額の増加により次世代を担う子どもたちへの事業展開を図る。</p> <p>〈事業の経過・見通し〉</p> <p>〈事業内容〉 平成29年度は以下の事業展開を行い、ふるさと特産品事業の拡充、寄附額の増加を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 町内事業者に対するふるさと特産品の公募再開による特産品拡充 ○ 外部ポータルサイト「ふるさとチョイス」への掲載 ○ インターネットを活用した広告事業の展開【新規】 ○ クレジットカード納税への対応【新規】 ○ 各種お茶の京都イベントにおけるふるさと納税カタログの配布 		
担当課	総務部 企画財政課	電話	88-6632

平成29年度 当初予算案主要事項調査書

事業名	空家・耕作放棄地活用移住促進事業																												
予算額	4,650千円	新規継続の別	新規・継続																										
補助単独の別	補助(国・府)・単独	補助制度名	移住促進事業費補助金																										
事業内容	<p>〈趣旨〉 平成28年4月に施行された「京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例」に基づき、町内の空家と農地を一体的に活用する移住者に対する支援を行う。(平成32年度までの時限措置)</p> <p>〈府支援制度のスキーム概要〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支援制度</th> <th>内容</th> <th>対象</th> <th>予算額</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①地域受入体制整備促進事業</td> <td>府条例に基づく移住特別区域(移住特区)認定団体が行う移住者受入活動を支援</td> <td>移住特区認定地域(団体)</td> <td>500千円</td> <td rowspan="5">府1/2 ・ 町1/2</td> </tr> <tr> <td>②移住促進住宅整備事業</td> <td>移住者が「登録空家」を取得・賃借し自ら居住する目的で行う改修等への支援</td> <td>登録空家への移住者</td> <td>3,600千円</td> </tr> <tr> <td>③空家流動化促進事業</td> <td>登録空家を所有者が移住者に売却・賃貸する際に必要な家財の撤去を支援</td> <td>登録空家の所有者</td> <td>300千円</td> </tr> <tr> <td>④移住者金利負担軽減事業</td> <td>登録空家の取得・改修、登録空地の取得のため、各金融機関の融資制度を活用する移住者の金利負担を軽減</td> <td>登録空家への移住者</td> <td>250千円</td> </tr> <tr> <td>(⑤きょう住応援金)</td> <td>登録空家に対する府外からの移住を奨励する応援金(※移住奨励金実施市町村のみ、同額を府が上乗せ補助)</td> <td>登録空家への移住者</td> <td>(6,500千円) ※「ハートのまち」移住促進奨励金</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ その他、特区内の農地活用への支援制度あり。 (→耕作放棄地再生・営農条件整備支援事業【産業観光課】)</p> <p>〈府条例に基づく移住促進特別区域(移住特区)申請予定地域〉 ○ 旧田原地区の一部(高尾区、郷之口区、荒木区、南区) 旧宇治田原地区の一部(岩山区、禅定寺区、立川区、湯屋谷区、奥山田区)</p> <p>〈事業期間〉 平成29年7月ごろ(特区認定日)から平成33年3月31日まで (時限4年間)</p>			支援制度	内容	対象	予算額	負担割合	①地域受入体制整備促進事業	府条例に基づく移住特別区域(移住特区)認定団体が行う移住者受入活動を支援	移住特区認定地域(団体)	500千円	府1/2 ・ 町1/2	②移住促進住宅整備事業	移住者が「登録空家」を取得・賃借し自ら居住する目的で行う改修等への支援	登録空家への移住者	3,600千円	③空家流動化促進事業	登録空家を所有者が移住者に売却・賃貸する際に必要な家財の撤去を支援	登録空家の所有者	300千円	④移住者金利負担軽減事業	登録空家の取得・改修、登録空地の取得のため、各金融機関の融資制度を活用する移住者の金利負担を軽減	登録空家への移住者	250千円	(⑤きょう住応援金)	登録空家に対する府外からの移住を奨励する応援金(※移住奨励金実施市町村のみ、同額を府が上乗せ補助)	登録空家への移住者	(6,500千円) ※「ハートのまち」移住促進奨励金
	支援制度	内容	対象	予算額	負担割合																								
①地域受入体制整備促進事業	府条例に基づく移住特別区域(移住特区)認定団体が行う移住者受入活動を支援	移住特区認定地域(団体)	500千円	府1/2 ・ 町1/2																									
②移住促進住宅整備事業	移住者が「登録空家」を取得・賃借し自ら居住する目的で行う改修等への支援	登録空家への移住者	3,600千円																										
③空家流動化促進事業	登録空家を所有者が移住者に売却・賃貸する際に必要な家財の撤去を支援	登録空家の所有者	300千円																										
④移住者金利負担軽減事業	登録空家の取得・改修、登録空地の取得のため、各金融機関の融資制度を活用する移住者の金利負担を軽減	登録空家への移住者	250千円																										
(⑤きょう住応援金)	登録空家に対する府外からの移住を奨励する応援金(※移住奨励金実施市町村のみ、同額を府が上乗せ補助)	登録空家への移住者	(6,500千円) ※「ハートのまち」移住促進奨励金																										
担当課	総務部 企画財政課 建設事業部 産業観光課	電 話	88-6632 88-6638																										

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	行政改革大綱等策定事業		
予算額	470千円	新規継続の別	新規・継続
補助単独の別	補助（国・府）・単独	補助制度名	
事業内容	<p>〈趣旨〉</p> <p>町第5次行政改革大綱及び同実施計画の計画期間が本年度で終了することから、本町の行政改革の新たな指針となる次期大綱等を策定する。</p> <p>また、新システムによる行政評価（平成29年度に平成28年度分の事務事業評価を実施）の実施にあたり、評価手法などについて検討を行う。</p> <p>〈内容〉</p> <p>■行政改革懇談会 有識者からなる懇談会を設置し諮問する。</p> <p>（ ・懇談会は、委員10人以内で組織する。 ・委員は、町政について優れた識見を有する者のうちから町長が任命する。 ）</p> <p>■第5次行政改革大綱及び同実施計画 ～ともに創る いきいき宇治田原～ （ともに創る）（い）（き）（い）（き） 住民とともに 意識 気づき 意欲 切り替え 改革していこう 策定：平成25年3月 計画期間：平成25年度～29年度（5年間）</p>		
担当課	総務部 企画財政課	電話	88-6632

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	空家等総合対策事業		
予算額	5,000千円	新規継続の別	拡充・継続
補助単独の別	補助(国・府)・単独	補助制度名	地方創生推進交付金
事業内容	<p>〈趣旨〉 これまで進めてきた空家等実態調査・所有者意向調査、「うじたわら空家バンク」構築を踏まえ平成28年度に策定した「町空家等の対策・活用に向けた総合的な方針」に基づき、町内における空家等の適正な管理や利活用、定住化を促進するための総合的な取り組みを推進する。</p> <p>〈内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく協議会の設置法が定める「地域住民、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者等」により、10名以内で構成予定。 ■ 空家等対策計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定空家等に対する措置のルール化に向けた検討 ・ 空家等の行政目的による利活用に向けた検討 ・ 宅地建物取引業協会等の不動産業界団体との空家等に係る相談及び情報発信に関する協力・連携並びに定期的な相談体制 ■ 移住者に対する奨励金、移住・定住に空家等を活用する場合の改修等への支援策(「ハートのまち移住・定住促進支援事業」他) <p>〈経過等〉</p> <p>⑳ ◆空家等実態調査 自治会からの情報、水道情報等により対象候補建物を特定し現地調査を実施。現地調査に基づき、174戸を空家候補と判定(空き家率4.7%)。空家候補について、合わせて状態判定。</p> <p>㉑ ◆空家所有者意向調査 空家候補の所有者等に対して、管理の状況、老朽度・危険度などの自己認識、改修・利活用の意向などを調査。 ○庁内関係課「空家等対策検討会」による協議 ○「町空家等の対策・活用に向けた総合的な方針」策定 ○「うじたわら空家バンク」制度構築</p>		
担当課	総務部 企画財政課	電話	88-6632

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	障がい者基本計画等策定事業											
予算額	2,690千円	新規継続の別	新規・継続									
補助単独の別	補助(国・府)・単独	補助制度名										
事業内容	<p>〈趣旨〉 現行計画の進行管理とともに、障がい者に対する基本方針を明らかにする「宇治田原町障がい者基本計画」及び、障がい福祉サービス等に関する年度ごとの計画(事業量)とその確保のための方策を定める「宇治田原町第5期障がい福祉計画」を策定(改定)する。</p> <p>〈計画等の内容〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画</th> <th>内容等</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障がい者基本計画</td> <td> ◆町における障がい者福祉施策の方向性を位置づけ、障がい者が地域の人々とともに生活し、積極的に社会経済活動に参加できる社会の実現をめざすための基本理念や基本目標を明らかにするもの ◆計画期間:平成30年度～平成35年度 6か年計画 </td> <td>障害者基本法 第11条第3項</td> </tr> <tr> <td>第5期障がい福祉計画</td> <td> ◆障がい者の地域生活や一般就労への移行の数値目標、障がい福祉サービス・地域生活支援事業の見込み量を設定するもの ◆計画期間:平成30年度～平成32年度 3か年計画 </td> <td>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法) 第88条第1項</td> </tr> </tbody> </table>			計画	内容等	根拠法令	障がい者基本計画	◆町における障がい者福祉施策の方向性を位置づけ、障がい者が地域の人々とともに生活し、積極的に社会経済活動に参加できる社会の実現をめざすための基本理念や基本目標を明らかにするもの ◆計画期間:平成30年度～平成35年度 6か年計画	障害者基本法 第11条第3項	第5期障がい福祉計画	◆障がい者の地域生活や一般就労への移行の数値目標、障がい福祉サービス・地域生活支援事業の見込み量を設定するもの ◆計画期間:平成30年度～平成32年度 3か年計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法) 第88条第1項
	計画	内容等	根拠法令									
	障がい者基本計画	◆町における障がい者福祉施策の方向性を位置づけ、障がい者が地域の人々とともに生活し、積極的に社会経済活動に参加できる社会の実現をめざすための基本理念や基本目標を明らかにするもの ◆計画期間:平成30年度～平成35年度 6か年計画	障害者基本法 第11条第3項									
	第5期障がい福祉計画	◆障がい者の地域生活や一般就労への移行の数値目標、障がい福祉サービス・地域生活支援事業の見込み量を設定するもの ◆計画期間:平成30年度～平成32年度 3か年計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法) 第88条第1項									
<p>〈計画策定〉 アンケート調査(手帳保持者等約700名にアンケート) 障がい福祉事業所等意見把握 素案作成・パブリックコメントの実施</p>												
担当課	健康福祉部 福祉課	電話	88-6635									

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	障がい者自立支援給付等事業		
予算額	248,098千円	新規継続の別	新規・ 継続
補助単独の別	補助 (国 ・ 府) ・単 独	補助制度名	障がい者自立支援給付費等負担金 他
事業内容	<p>〈趣 旨〉 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要となる各種障がい福祉サービス給付等の支援を実施する。</p> <p>〈内 容〉</p>		
	事 項	事 業 内 容	事業費（千円）
	障がい支援区分認定	認定調査、主治医意見書、審査会委託	589
	自立支援給付	介護給付、訓練等給付 〔生活介護 就労継続支援（A型・B型） 共同生活援助（グループホーム） その他サービス費等〕	216,101
	障がい児通所給付	障がい児通所サービス* 児童発達支援、放課後等デイサービス等 ※H29年度～町内事業所によるサービス開始【児童通所支援事業所運営支援事業】	13,516
	自立支援医療給付	自立支援医療給付 更生医療、育成医療等	12,616
	軽・中等度難聴児支援	身体障害者手帳の対象とならない難聴児に補聴器の補助を実施	46
	補装具給付	補装具（補聴器、義肢、車いす等）の給付	2,662
	障がい者福祉サービス等利用支援（セーフティネット事業）	京都府と市町村が協調して国制度を上回る利用者負担軽減策を実施	1,811
	その他	障がい福祉サービスシステム保守等	757
担当課	健康福祉部 福祉課	電 話	88-6635

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	障がい者地域生活支援事業																																			
予算額	12,714千円	新規継続の別	新規・ 継続																																	
補助単独の別	補助 (国 ・ 府) ・単 独	補助制度名	障がい者地域生活支援事業費等補助金																																	
事業内容	<p>〈趣 旨〉 障害者総合支援法に基づき、障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施する。</p> <p>〈内 容〉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">事 項</th> <th style="width: 60%;">事 業 内 容</th> <th style="width: 25%;">事業費 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談支援事業</td> <td>相談支援事業所により、障がい者等からのさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行う。 ※H28.4月～町内事業所の相談開始</td> <td style="text-align: center;">2,144</td> </tr> <tr> <td>成年後見制度利用支援事業</td> <td>成年後見制度の利用が有効と認められるものの、親族等による申立てが見込まれない障がい者等に対し制度の利用を支援し、障がい者等の権利擁護を図る。</td> <td style="text-align: center;">500</td> </tr> <tr> <td>日常生活用具給付事業</td> <td>重度障がい者等に、自立した日常生活を支援する用具の給付を行う。</td> <td style="text-align: center;">3,800</td> </tr> <tr> <td>(障がい者コミュニケーション支援事業【別事業】)</td> <td>意思の伝達に支援が必要な障がい者等に対して手話通訳者や要約筆記者を派遣する。 ※H24～拡充：要約筆記者の派遣増</td> <td style="text-align: center;">(385)</td> </tr> <tr> <td>移動支援事業</td> <td>屋外での移動が困難な障がい者等に対し、外出のための支援を行う。</td> <td style="text-align: center;">2,267</td> </tr> <tr> <td>地域活動支援センター機能強化事業</td> <td>創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進などを行う地域活動支援センターへの通所を支援する。</td> <td style="text-align: center;">162</td> </tr> <tr> <td>訪問入浴サービス事業</td> <td>訪問により居宅において入浴サービスを提供する。</td> <td style="text-align: center;">748</td> </tr> <tr> <td>日中一時支援事業</td> <td>障がい者等の活動の場を提供するとともに家族の就労支援や介護者の一時的な休息を図るため、事業所等で日中における一時的な見守りや日常的な訓練を行う。</td> <td style="text-align: center;">2,774</td> </tr> <tr> <td>手話奉仕員等養成事業</td> <td>聴覚障がい者への理解と知識を深め、コミュニケーション支援活動への参加意欲を育てるため、手話奉仕員養成講座 他を開催。</td> <td style="text-align: center;">219</td> </tr> <tr> <td>自動車運転免許取得・改造助成事業</td> <td>自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する。</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> </tbody> </table>			事 項	事 業 内 容	事業費 (千円)	相談支援事業	相談支援事業所により、障がい者等からのさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行う。 ※H28.4月～町内事業所の相談開始	2,144	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められるものの、親族等による申立てが見込まれない障がい者等に対し制度の利用を支援し、障がい者等の権利擁護を図る。	500	日常生活用具給付事業	重度障がい者等に、自立した日常生活を支援する用具の給付を行う。	3,800	(障がい者コミュニケーション支援事業【別事業】)	意思の伝達に支援が必要な障がい者等に対して手話通訳者や要約筆記者を派遣する。 ※H24～拡充：要約筆記者の派遣増	(385)	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等に対し、外出のための支援を行う。	2,267	地域活動支援センター機能強化事業	創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進などを行う地域活動支援センターへの通所を支援する。	162	訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供する。	748	日中一時支援事業	障がい者等の活動の場を提供するとともに家族の就労支援や介護者の一時的な休息を図るため、事業所等で日中における一時的な見守りや日常的な訓練を行う。	2,774	手話奉仕員等養成事業	聴覚障がい者への理解と知識を深め、コミュニケーション支援活動への参加意欲を育てるため、手話奉仕員養成講座 他を開催。	219	自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する。	100
	事 項	事 業 内 容	事業費 (千円)																																	
	相談支援事業	相談支援事業所により、障がい者等からのさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行う。 ※H28.4月～町内事業所の相談開始	2,144																																	
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められるものの、親族等による申立てが見込まれない障がい者等に対し制度の利用を支援し、障がい者等の権利擁護を図る。	500																																	
	日常生活用具給付事業	重度障がい者等に、自立した日常生活を支援する用具の給付を行う。	3,800																																	
	(障がい者コミュニケーション支援事業【別事業】)	意思の伝達に支援が必要な障がい者等に対して手話通訳者や要約筆記者を派遣する。 ※H24～拡充：要約筆記者の派遣増	(385)																																	
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等に対し、外出のための支援を行う。	2,267																																	
	地域活動支援センター機能強化事業	創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進などを行う地域活動支援センターへの通所を支援する。	162																																	
	訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供する。	748																																	
	日中一時支援事業	障がい者等の活動の場を提供するとともに家族の就労支援や介護者の一時的な休息を図るため、事業所等で日中における一時的な見守りや日常的な訓練を行う。	2,774																																	
手話奉仕員等養成事業	聴覚障がい者への理解と知識を深め、コミュニケーション支援活動への参加意欲を育てるため、手話奉仕員養成講座 他を開催。	219																																		
自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する。	100																																		
担当課	健康福祉部 福祉課	電 話	88-6635																																	

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	児童通所支援事業所運営支援事業								
予算額	177千円	新規継続の別	新規・継続						
補助単独の別	補助(国・府)・単独	補助制度名							
事業内容	<p>〈趣旨〉 発達に課題を有する児童等に対し日常生活における基本的な動作や、生活能力向上のために必要な訓練ができるよう、社会福祉法人宇治田原むく福祉会が開設する児童通所支援事業所の施設整備費を支援し、障がい児福祉の充実を図る。</p> <p>〈施設概要〉 建設地：宇治田原町大字贅田小字船戸38番地1 建築建物：木造2階建</p> <p>〈事業所での提供サービスの概要〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>サービスの名称</th> <th>サービスの概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放課後等デイサービス</td> <td>就学中の対象児の放課後又は学校休業日における生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行う</td> </tr> <tr> <td>児童発達支援</td> <td>日常生活における基本的な動作、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈支援内容〉 事業主体である(社福)宇治田原むく福祉会が借入れた資金に対し、借入利息相当額に対して町独自に助成。</p> <p>○補助総額 3,540千円 ○期間 平成29年度～平成48年度 3,540千円÷20年=177千円/年 (平成29年度以降に継続して補助→債務負担行為設定)</p>			サービスの名称	サービスの概要	放課後等デイサービス	就学中の対象児の放課後又は学校休業日における生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行う	児童発達支援	日常生活における基本的な動作、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う
サービスの名称	サービスの概要								
放課後等デイサービス	就学中の対象児の放課後又は学校休業日における生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行う								
児童発達支援	日常生活における基本的な動作、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う								
担当課	健康福祉部 福祉課	電話	88-6635						

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	子育て支援医療費支給事業																																																																																																	
予算額	25,813千円			新規継続の別			新規・ 継続																																																																																											
補助単独の別	補助 （国・ 府 ）・単独			補助制度名			子育て支援医療費助成補助金																																																																																											
事業内容	<p>〈趣旨〉 出生から中学校修了までの子どもを対象に医療費の助成を行うことにより、保護者負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てる環境を整備する。</p> <p>〈内容〉 外来・入院とも、医療保険各法の規定により医療を受けた場合の医療機関に支払う額から、一部負担200円/月（1医療機関）を控除した額を助成</p> <p>〈対象者〉 町内在住の乳幼児、児童または生徒（出生日から中学校修了まで）の保護者</p> <p>〈イメージ図〉</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>0歳</th> <th>1歳</th> <th>2歳</th> <th>3歳</th> <th>4歳</th> <th>5歳</th> <th>6歳</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護者</td> <td colspan="9">200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">入院費用</td> <td colspan="9">町50%</td> </tr> <tr> <td colspan="9">府50%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>0歳</th> <th>1歳</th> <th>2歳</th> <th>3歳</th> <th>4歳</th> <th>5歳</th> <th>6歳</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護者</td> <td colspan="9">200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外来費用</td> <td rowspan="2">3,000円まで</td> <td colspan="2">町50%</td> <td colspan="6" rowspan="2">町100%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">府50%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">費用超</td> <td rowspan="2">3,000円超</td> <td colspan="8">町50%</td> </tr> <tr> <td colspan="8">府50%</td> </tr> </tbody> </table>										0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	小学校	中学校	保護者	200円									入院費用	町50%									府50%										0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	小学校	中学校	保護者	200円									外来費用	3,000円まで	町50%		町100%						府50%		費用超	3,000円超	町50%								府50%							
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	小学校	中学校																																																																																									
保護者	200円																																																																																																	
入院費用	町50%																																																																																																	
	府50%																																																																																																	
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	小学校	中学校																																																																																									
保護者	200円																																																																																																	
外来費用	3,000円まで	町50%		町100%																																																																																														
		府50%																																																																																																
費用超	3,000円超	町50%																																																																																																
		府50%																																																																																																
担当課	健康福祉部 介護医療課			電 話			88-6610																																																																																											

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	高齢者等耐震シェルター設置補助事業		
予算額	900千円	新規継続の別	新規・ <input type="checkbox"/> 継続
補助単独の別	補助(国・府)・ <input type="checkbox"/> 単独	補助制度名	
事業内容	<p>〈趣旨〉 独居あるいは高齢者等のみ世帯が安心して町内で居住できるよう、耐震シェルターを居宅に設置する費用に対し、補助金を交付する。</p> <p>〈対象者〉 本町に現に居住する65歳以上・障害者等のみの世帯(宇治田原町内に住所を有しているもの)</p> <p>〈対象〉 ■宇治田原町の区域内にある延床面積の2分の1以上が住宅の用に供されている在来軸組構法、伝統的構法及び壁組工法による木造住宅 ■昭和56年5月31日以前に着工され、現に完成している住宅 ■宇治田原町木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱に基づく耐震シェルターを設置するもの ■町税等の滞納のないもの</p> <p>〈補助金額〉 耐震シェルターの本体及びその設置に必要な経費。ただし、30万円を限度とし(10万円自己負担)千円未満の端数は切捨て</p>		
担当課	健康福祉部 介護医療課	電話	88-6610

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	高齢者福祉サービス事業																																
予算額	8,361千円	新規継続の別	新規・ 継続																														
補助単独の別	補助 (国・ 府)・単独	補助制度名	介護予防安心住まい推進事業費補助金																														
事業内容	<p>〈趣旨〉 高齢者やその家族に対し、安心して生活を送るための支援を行うことにより高齢者福祉の向上を図る。</p> <p>〈内容〉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">事業</th> <th style="width: 60%;">内容</th> <th style="width: 20%;">金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急通報装置貸与事業</td> <td>高齢者世帯等への緊急通報装置の貸与及び緊急通報装置(光回線)設置に係る費用助成</td> <td style="text-align: right;">771</td> </tr> <tr> <td>移送サービス事業</td> <td>公共交通機関の利用が困難な方に移送サービスを提供</td> <td style="text-align: right;">500</td> </tr> <tr> <td>食の自立支援事業</td> <td>高齢者等に昼食・夕食の配食サービスを提供</td> <td style="text-align: right;">5,929</td> </tr> <tr> <td>心配ごと相談事業</td> <td>司法書士(年間6回)による相談</td> <td style="text-align: right;">50</td> </tr> <tr> <td>住環境改善事業</td> <td>介護認定を受けていない高齢者の転倒防止及び生活機能向上のための住宅改修の費用の一部を助成</td> <td style="text-align: right;">160</td> </tr> <tr> <td>介護用品購入助成金</td> <td>介護に必要な用品購入に係る費用の一部を助成</td> <td style="text-align: right;">790</td> </tr> <tr> <td>住宅用火災報知器設置事業</td> <td>高齢者世帯等への火災報知器設置に係る費用助成</td> <td style="text-align: right;">25</td> </tr> <tr> <td>介護タクシー利用助成金</td> <td>介護タクシーを利用する際の費用の一部を助成</td> <td style="text-align: right;">36</td> </tr> <tr> <td>介護サービス診断書料助成金</td> <td>介護保険サービスを利用する際に必要となる共通診断書作成に係る費用の一部を助成</td> <td style="text-align: right;">100</td> </tr> </tbody> </table>			事業	内容	金額(千円)	緊急通報装置貸与事業	高齢者世帯等への緊急通報装置の貸与及び緊急通報装置(光回線)設置に係る費用助成	771	移送サービス事業	公共交通機関の利用が困難な方に移送サービスを提供	500	食の自立支援事業	高齢者等に昼食・夕食の配食サービスを提供	5,929	心配ごと相談事業	司法書士(年間6回)による相談	50	住環境改善事業	介護認定を受けていない高齢者の転倒防止及び生活機能向上のための住宅改修の費用の一部を助成	160	介護用品購入助成金	介護に必要な用品購入に係る費用の一部を助成	790	住宅用火災報知器設置事業	高齢者世帯等への火災報知器設置に係る費用助成	25	介護タクシー利用助成金	介護タクシーを利用する際の費用の一部を助成	36	介護サービス診断書料助成金	介護保険サービスを利用する際に必要となる共通診断書作成に係る費用の一部を助成	100
	事業	内容	金額(千円)																														
	緊急通報装置貸与事業	高齢者世帯等への緊急通報装置の貸与及び緊急通報装置(光回線)設置に係る費用助成	771																														
	移送サービス事業	公共交通機関の利用が困難な方に移送サービスを提供	500																														
	食の自立支援事業	高齢者等に昼食・夕食の配食サービスを提供	5,929																														
	心配ごと相談事業	司法書士(年間6回)による相談	50																														
	住環境改善事業	介護認定を受けていない高齢者の転倒防止及び生活機能向上のための住宅改修の費用の一部を助成	160																														
	介護用品購入助成金	介護に必要な用品購入に係る費用の一部を助成	790																														
	住宅用火災報知器設置事業	高齢者世帯等への火災報知器設置に係る費用助成	25																														
	介護タクシー利用助成金	介護タクシーを利用する際の費用の一部を助成	36																														
介護サービス診断書料助成金	介護保険サービスを利用する際に必要となる共通診断書作成に係る費用の一部を助成	100																															
担当課	健康福祉部 介護医療課	電話	88-6610																														

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	特定健康診査等実施事業〔国民健康保険特別会計〕		
予算額	8,970千円	新規継続の別	新規・ <input type="checkbox"/> 継続
補助単独の別	<input type="checkbox"/> 補助(<input type="checkbox"/> 国・ <input type="checkbox"/> 府)・単独	補助制度名	特定健康診査等負担金
事業内容	<p>〈趣 旨〉 国保被保険者の健康の維持・改善を図るため、メタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）の早期発見を目的とした特定健康診査を行い、メタボリックシンドローム及びその予備群とされた方に対して、特定保健指導を実施する。</p> <p>〈内 容〉</p> <p>■特定健康診査 実 施：綴喜医師会の医療機関へ委託 案 内：個別通知、広報紙等による周知 対 象：40歳～74歳の国民健康保険被保険者 （見込者数：2,000人） 健診内容：問診、診察、計測、血液・尿検査、心電図検査等 自己負担：無料 受診期間：7月～9月、10月(予備月)</p> <p>■特定保健指導 対象者抽出 特定保健指導 外部委託（生活習慣病予防対策事業） 実施状況の管理</p> <p>※H27実績 特定健診45.9%（府内相対順位：7位／26市町村）</p>		
担当課	健康福祉部 介護医療課	電 話	88-6610

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	生活習慣病予防対策事業〔国民健康保険特別会計〕												
予算額	2,386千円	新規継続の別	新規・ 継続										
補助単独の別	補助（国・府）・ 単独	補助制度名											
事業内容	<p>〈趣旨〉 国保が実施している特定健診結果によりメタボリックシンドローム又は予備群（以下「メタボ」という。）と判定された被保険者、健診結果及びレセプト点検などの日常業務からわかる病状重症化の恐れがある者に対し保健指導を重点的に行い、将来の医療費抑制に繋げる。</p> <p>〈対象者〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保特定健診又は人間ドックによりメタボと判定された者 ・レセプト点検等から判定された糖尿病罹患（又は罹患の恐れがある）者 <p>〈事業イメージ〉 重点的な保健指導</p> <div style="text-align: center;"> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="background-color: #cccccc; text-align: center;">予防対策1</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">+</td> <td style="background-color: #cccccc; text-align: center;">予防対策2</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">⇒ 医療費抑制につなげる</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">【対象者】 メタボリックシンドローム又は予備群</td> <td></td> <td style="text-align: center;">【対象者】 糖尿病を罹患している若しくは罹患の恐れがある者</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="background-color: #cccccc; text-align: center;">生活習慣の改善・病気の予防・進行を防ぐ</td> </tr> </table> </div> <p>※糖尿病は進行すると命に係わる合併症を引き起こすが、生活習慣（食生活等）に起因することが多く、生活習慣指導（改善）により重症化を防ぐことが可能。</p> <p>〈実施方法〉 対象者の抽出 ⇒ 特定保健指導（外部委託） ⇒ 保健指導フォローアップ ⇒ 実施状況（結果）の管理</p> <p>〈実施時期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導（4月～※前年度検診結果による継続指導分） ⇒ 特定健診（7月～9月・10月（予備月）） ⇒ 結果返戻（9月～毎月） ⇒ 特定保健指導（H29年度分）開始（10月～） <p>※H27実績 保健指導38.9%（府内相対順位：2位／26市町村）</p>			予防対策1	+	予防対策2	⇒ 医療費抑制につなげる	【対象者】 メタボリックシンドローム又は予備群		【対象者】 糖尿病を罹患している若しくは罹患の恐れがある者	生活習慣の改善・病気の予防・進行を防ぐ		
予防対策1	+	予防対策2	⇒ 医療費抑制につなげる										
【対象者】 メタボリックシンドローム又は予備群		【対象者】 糖尿病を罹患している若しくは罹患の恐れがある者											
生活習慣の改善・病気の予防・進行を防ぐ													
担当課	健康福祉部 介護医療課	電話	88-6610										

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	後期高齢者健康診査事業〔後期高齢者医療特別会計〕		
予算額	4,030千円	新規継続の別	新規・ <input type="checkbox"/> 継続
補助単独の別	<input type="checkbox"/> 補助(<input type="checkbox"/> その他)・単独	補助制度名	後期高齢者医療制度事業費補助金
事業内容	<p>〈趣旨〉 高齢者の健康の保持増進を図るため、疾病の早期発見・早期治療を目的とした健康診査を実施する。</p> <p>〈内容〉 ■健康診査の実施 ・実施 綴喜医師会の医療機関への委託 ・案内 窓口、広報紙等による周知、未受診者への勧奨通知 ・健診項目 基本項目 (問診、診察、計測、血液・尿検査、心電図検査等) ・自己負担 無料 ・受診期間 7月～9月、10月(予備月)</p> <p>〈対象者〉 後期高齢者医療保険被保険者 ・75歳以上の方 ・65歳以上75歳未満で一定の障がいのある方</p> <p>〈費用負担〉 国、京都府後期高齢者医療広域連合、町が健診費用を負担</p>		
担当課	健康福祉部 介護医療課	電話	88-6610

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	介護保険事業計画策定事業〔介護保険特別会計〕		
予算額	3,039千円	新規継続の別	新規・継続
補助単独の別	補助（国・府）・単独	補助制度名	
事業内容	<p>〈趣旨〉 「宇治田原町高齢者介護・福祉計画（第6期介護保険事業計画）」の計画期間が平成29年度で終了することから、本町の保健福祉サービスの推進や介護保険制度の円滑な運用の指針となる次期計画を策定する。</p> <p>〈内容〉 下記内容を基本的な視点とし、介護保険事業計画等作成委員会で協議の上、パブリックコメント（住民意見募集）等を経て策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりの支援 ・高齢者の社会参画の促進 ・地域包括ケア体制の確立 ・介護予防の推進 ・介護保険事業の円滑な実施 ・認知症高齢者対策の推進 <p>〈策定までの流れ〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ① アンケート調査 ② 現状把握作業（高齢者保健福祉サービス、介護保険サービス） ③ 計画骨子（サービス目標量推計） ④ 計画素案作成 ⑤ 計画作成委員会の開催（諮問、答申など計5回） ⑥ 計画書冊子印刷製本 <p>〈保険料基準額〉 3か年の介護サービスの給付額等の見込額を積算した上で策定した介護保険事業計画に基づき、保険料基準額を算定。</p>		
担当課	健康福祉部 介護医療課	電話	88-6610

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	保険給付費〔介護保険特別会計〕																							
予算額	672,796千円	新規継続の別	新規・ <input type="checkbox"/> 継続																					
補助単独の別	<input type="checkbox"/> 補助(<input type="checkbox"/> 国・ <input type="checkbox"/> 府)・単独	補助制度名	介護給付費負担金等																					
事業内容	<p>〈趣旨〉 要介護・要支援認定者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な介護サービスを給付する。</p> <p>〈内容〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>内 容</th> <th>金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護サービス等諸費</td> <td>要介護認定者が利用する居宅・施設サービス、福祉用具購入、住宅改修への給付及びケアプラン作成料</td> <td>596,623</td> </tr> <tr> <td>介護予防サービス等諸費</td> <td>要支援認定者が利用する居宅サービス、福祉用具購入、住宅改修への給付及びケアプラン作成料</td> <td>20,695</td> </tr> <tr> <td>その他諸費</td> <td>保険給付等に関する国保連での審査にかかる費用</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>高額介護サービス等費</td> <td>所得に応じた利用負担の限度額を超えた額を給付</td> <td>12,740</td> </tr> <tr> <td>高額医療合算介護サービス等費</td> <td>利用負担の限度額が医療分とあわせ世帯合算で年齢や所得に応じた限度額を超えた分を給付</td> <td>2,770</td> </tr> <tr> <td>特定入所者介護サービス等費</td> <td>非課税世帯の利用者が施設入所やショートステイで負担する食費や滞在費について認定した限度額を超える額を給付</td> <td>39,268</td> </tr> </tbody> </table>				内 容	金額(千円)	介護サービス等諸費	要介護認定者が利用する居宅・施設サービス、福祉用具購入、住宅改修への給付及びケアプラン作成料	596,623	介護予防サービス等諸費	要支援認定者が利用する居宅サービス、福祉用具購入、住宅改修への給付及びケアプラン作成料	20,695	その他諸費	保険給付等に関する国保連での審査にかかる費用	700	高額介護サービス等費	所得に応じた利用負担の限度額を超えた額を給付	12,740	高額医療合算介護サービス等費	利用負担の限度額が医療分とあわせ世帯合算で年齢や所得に応じた限度額を超えた分を給付	2,770	特定入所者介護サービス等費	非課税世帯の利用者が施設入所やショートステイで負担する食費や滞在費について認定した限度額を超える額を給付	39,268
		内 容	金額(千円)																					
	介護サービス等諸費	要介護認定者が利用する居宅・施設サービス、福祉用具購入、住宅改修への給付及びケアプラン作成料	596,623																					
	介護予防サービス等諸費	要支援認定者が利用する居宅サービス、福祉用具購入、住宅改修への給付及びケアプラン作成料	20,695																					
	その他諸費	保険給付等に関する国保連での審査にかかる費用	700																					
	高額介護サービス等費	所得に応じた利用負担の限度額を超えた額を給付	12,740																					
	高額医療合算介護サービス等費	利用負担の限度額が医療分とあわせ世帯合算で年齢や所得に応じた限度額を超えた分を給付	2,770																					
	特定入所者介護サービス等費	非課税世帯の利用者が施設入所やショートステイで負担する食費や滞在費について認定した限度額を超える額を給付	39,268																					
担当課	健康福祉部 介護医療課	電 話	88-6610																					

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	介護予防・日常生活支援総合事業〔介護保険特別会計〕		
予算額	15,626千円	新規継続の別	新規・継続
補助単独の別	補助（国・府）・単独	補助制度名	地域支援事業交付金
事業内容	<p>〈趣旨〉</p> <p>団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）を目途に、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、地域資源を活用し地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自らの持つ能力を活かした介護予防事業等を行う。</p> <p>〈内容〉</p> <p>■介護予防・生活支援サービス（要支援1・2又は事業対象者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問型サービス（介護予防給付の訪問介護） ・通所型サービス（介護予防給付の通所介護） 短時間デイサービス（新規） ・介護予防ケアマネジメント ・高額介護予防サービス費・高額医療合算介護予防サービス費 <p>■一般介護予防事業（一次・二次予防事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元気はつらつ若返り塾 65歳以上の方 ・元活クラブ 65歳～75歳未満 ・おやじエクササイズ 65歳以上の男性 ・元気アップ教室 65歳以上のチェックリスト該当者 ・食の介護予防講座 65歳以上の方、自宅で介護している家族 ・その他介護予防事業 <p>○平成29年度は介護予防給付から一年かけて随時移行。 平成30年度からは、訪問型・通所型サービスの利用があれば、介護予防・生活支援サービス事業から支出。</p>		
担当課	健康福祉部 介護医療課	電話	88-6610

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	少子化対策推進事業								
予算額	770千円	新規継続の別	新規・ 継続						
補助単独の別	補助（国・府）・ 単独	補助制度名							
事業内容	<p>〈趣旨〉 宇治田原町子ども・子育て支援事業計画の基本理念に基づき、宇治田原町における少子化の進行、人口減少の抑制を図り、子育てしやすいまちを目指した効果的な少子化対策事業を企画立案するため、宇治田原町少子化対策プロジェクトチームを組織し、少子化対策に係る庁内、関係機関及び関係団体との調整や、それらの関係機関等と連携した、少子化対策事業を推進する。</p> <p>〈内容〉</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">婚活支援事業補助金</td> <td>少子化の要因のひとつである晩婚化、未婚化に対する取組として、男女の出会いの機会を積極的に提供する事業等を行う団体に対し、事業費の一部を補助する。</td> </tr> <tr> <td>結婚・子育てポジティブキャンペーン</td> <td>結婚・妊娠・子育てを楽しくて幸せだと感じ、前向きになってもらうための交流の場や啓発の機会等を提供するとともに、独身者向けの実践的なスキルアップ講座の開催や、講演会等の開催等を通じて結婚を望む独身者をバックアップする。</td> </tr> <tr> <td>若手職員・社員 人材交流</td> <td>平成28年度で実施した町内企業社員と町職員間の若手人材交流事業を発展させ、プロジェクト委員が町内各所を訪問し、実体験を通じて町のPRポイントを明確にし、今後の婚活支援や子育て家庭の移住促進への取り組みにつなげる。 ■工業団地内企業の見学 ■町内観光スポット・スイーツ巡り ■プロジェクト委員以外の社員・職員の参加を呼び掛けた交流イベントの実施（交流の場、出会いの場の提供）</td> </tr> </table>			婚活支援事業補助金	少子化の要因のひとつである晩婚化、未婚化に対する取組として、男女の出会いの機会を積極的に提供する事業等を行う団体に対し、事業費の一部を補助する。	結婚・子育てポジティブキャンペーン	結婚・妊娠・子育てを楽しくて幸せだと感じ、前向きになってもらうための交流の場や啓発の機会等を提供するとともに、独身者向けの実践的なスキルアップ講座の開催や、講演会等の開催等を通じて結婚を望む独身者をバックアップする。	若手職員・社員 人材交流	平成28年度で実施した町内企業社員と町職員間の若手人材交流事業を発展させ、プロジェクト委員が町内各所を訪問し、実体験を通じて町のPRポイントを明確にし、今後の婚活支援や子育て家庭の移住促進への取り組みにつなげる。 ■工業団地内企業の見学 ■町内観光スポット・スイーツ巡り ■プロジェクト委員以外の社員・職員の参加を呼び掛けた交流イベントの実施（交流の場、出会いの場の提供）
婚活支援事業補助金	少子化の要因のひとつである晩婚化、未婚化に対する取組として、男女の出会いの機会を積極的に提供する事業等を行う団体に対し、事業費の一部を補助する。								
結婚・子育てポジティブキャンペーン	結婚・妊娠・子育てを楽しくて幸せだと感じ、前向きになってもらうための交流の場や啓発の機会等を提供するとともに、独身者向けの実践的なスキルアップ講座の開催や、講演会等の開催等を通じて結婚を望む独身者をバックアップする。								
若手職員・社員 人材交流	平成28年度で実施した町内企業社員と町職員間の若手人材交流事業を発展させ、プロジェクト委員が町内各所を訪問し、実体験を通じて町のPRポイントを明確にし、今後の婚活支援や子育て家庭の移住促進への取り組みにつなげる。 ■工業団地内企業の見学 ■町内観光スポット・スイーツ巡り ■プロジェクト委員以外の社員・職員の参加を呼び掛けた交流イベントの実施（交流の場、出会いの場の提供）								
担当課	健康福祉部 健康児童課	電 話	88-6636						

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	育児用品購入助成事業										
予算額	2,000千円	新規継続の別	新規・ 継続								
補助単独の別	補助 （国・ 府 ）・単独	補助制度名	みらい戦略一括交付金								
事業内容	<p>〈趣旨〉 乳児の子育てに係る保護者の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境づくりを推進することを目的として、町内で購入したおむつ等育児用品の購入費用を助成する。</p> <p>〈内容〉 町内に住所を有する満1歳未満の乳児を養育している者を対象に、児童の育児に必要な用品の購入に要する費用の一部を助成する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">助成額</td> <td>乳児1人につき20,000円（上限）</td> </tr> <tr> <td>対象期間</td> <td>出生日から満1歳に達する日までに購入した育児用品の購入費用（転入者は転入した日から対象児が満1歳に達する日までの期間の購入費用）</td> </tr> <tr> <td>対象用品</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・おむつ関連用品（紙おむつ、布おむつ、おむつカバー、おむつライナー、おしりふき等） ・授乳関連用品（粉ミルク、哺乳瓶、消毒グッズ、搾乳器等） ・その他乳児の育児に必要と認められるもの（おんぶひも、抱っこひも、離乳食食器、衣類等） ※ただし、町内の商店等で購入したものに限り </td> </tr> <tr> <td>申請方法</td> <td> 購入品の領収書・レシートの原本により、上限額までまとめて申請 ※対象乳児1人につき年度内1回の申請に限る </td> </tr> </table>			助成額	乳児1人につき20,000円（上限）	対象期間	出生日から満1歳に達する日までに購入した育児用品の購入費用（転入者は転入した日から対象児が満1歳に達する日までの期間の購入費用）	対象用品	<ul style="list-style-type: none"> ・おむつ関連用品（紙おむつ、布おむつ、おむつカバー、おむつライナー、おしりふき等） ・授乳関連用品（粉ミルク、哺乳瓶、消毒グッズ、搾乳器等） ・その他乳児の育児に必要と認められるもの（おんぶひも、抱っこひも、離乳食食器、衣類等） ※ただし、町内の商店等で購入したものに限り	申請方法	購入品の領収書・レシートの原本により、上限額までまとめて申請 ※対象乳児1人につき年度内1回の申請に限る
助成額	乳児1人につき20,000円（上限）										
対象期間	出生日から満1歳に達する日までに購入した育児用品の購入費用（転入者は転入した日から対象児が満1歳に達する日までの期間の購入費用）										
対象用品	<ul style="list-style-type: none"> ・おむつ関連用品（紙おむつ、布おむつ、おむつカバー、おむつライナー、おしりふき等） ・授乳関連用品（粉ミルク、哺乳瓶、消毒グッズ、搾乳器等） ・その他乳児の育児に必要と認められるもの（おんぶひも、抱っこひも、離乳食食器、衣類等） ※ただし、町内の商店等で購入したものに限り										
申請方法	購入品の領収書・レシートの原本により、上限額までまとめて申請 ※対象乳児1人につき年度内1回の申請に限る										
担当課	健康福祉部 健康児童課	電話	88-6636								

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	子育てサービス利用支援事業（子育て世代包括支援センター事業）		
予算額	1,046千円	新規継続の別	拡充・継続
補助単独の別	補助（国・府）・単独	補助制度名	子ども・子育て支援交付金
事業内容	<p>〈趣旨〉 子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた「利用者支援事業」であり、地域子育て支援センター内で実施する基本型の事業に加え、新たに母子保健型での事業を展開し、隣接する保健センターの母子保健事業等と一体となって、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない子育て家庭への支援を行う「子育て世代包括支援センター（子育てピア）」の構築を図る。</p> <p>〈内容〉 基本型 子育て支援員を配置し、教育分野等も含めた幅広い情報収集・情報提供を行い、教育・保育施設等の利用にあたって専門職員が助言、利用支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■各子育てサービス等をまとめた「子育て情報誌」の更新 <ul style="list-style-type: none"> ・未就学児用（冊子）、小学生以上用（リーフレット） ■各種子育て支援事業周知用リーフレットの作成 <ul style="list-style-type: none"> ・A4版4ページ両面カラー刷り ■子育て支援員研修の受講 ■地域子育て支援センター事業と連携した関係機関との連絡・調整 ■地域の子育て資源の育成 <p>母子保健型【拡充】 保健師を配置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに対応した相談支援を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■妊娠の届出等の機会を通じた妊産婦等の状況把握 ■支援が必要な妊産婦等に対するサービスの情報提供、関係機関へのつなぎ等積極的な関与 ■妊娠期から子育て期にわたる支援のための関係機関とのネットワークの構築 		
担当課	健康福祉部 健康児童課	電 話	88-6636

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	地域子育て支援事業																	
予算額	7,318千円	新規継続の別	新規・ 継続															
補助単独の別	補助 (国 ・ 府) ・単 独	補助制度名	子ども・子育て支援交付金															
事業内容	<p>〈趣 旨〉 地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭への各種育児支援を実施する。</p> <p>〈内 容〉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">事業名</th> <th style="width: 55%;">概 要</th> <th style="width: 20%;">事業費 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域子育て支援センター事業</td> <td>地域子育て支援センターにおいて、親子の広場等各種事業の開催や子育てサークルへの支援を行う。 場所：地域子育て支援センター 対象：妊婦、就学前の乳幼児及び保護者等 利用時間：平日 9:00～16:30</td> <td style="text-align: center;">6,641</td> </tr> <tr> <td>ファミリー・サポート事業</td> <td>育児を手伝いたい方と、手助けをしてほしい方の相互支援を行い、子育てのサポートを行う。</td> <td style="text-align: center;">52</td> </tr> <tr> <td>家庭支援 カウンセリング事業</td> <td>専門家による育児不安の相談や指導を実施。</td> <td style="text-align: center;">120</td> </tr> <tr> <td>地域で子育て「つどいの広場」事業</td> <td>民家を活用し、幅広い世代の方が気軽に集い交流を行うことにより子育てサポートの充実を図る。 場所：立川宮ノ本14 利用時間：火・金 10:00～15:00</td> <td style="text-align: center;">505</td> </tr> </tbody> </table>			事業名	概 要	事業費 (千円)	地域子育て支援センター事業	地域子育て支援センターにおいて、親子の広場等各種事業の開催や子育てサークルへの支援を行う。 場所：地域子育て支援センター 対象：妊婦、就学前の乳幼児及び保護者等 利用時間：平日 9:00～16:30	6,641	ファミリー・サポート事業	育児を手伝いたい方と、手助けをしてほしい方の相互支援を行い、子育てのサポートを行う。	52	家庭支援 カウンセリング事業	専門家による育児不安の相談や指導を実施。	120	地域で子育て「つどいの広場」事業	民家を活用し、幅広い世代の方が気軽に集い交流を行うことにより子育てサポートの充実を図る。 場所：立川宮ノ本14 利用時間：火・金 10:00～15:00	505
事業名	概 要	事業費 (千円)																
地域子育て支援センター事業	地域子育て支援センターにおいて、親子の広場等各種事業の開催や子育てサークルへの支援を行う。 場所：地域子育て支援センター 対象：妊婦、就学前の乳幼児及び保護者等 利用時間：平日 9:00～16:30	6,641																
ファミリー・サポート事業	育児を手伝いたい方と、手助けをしてほしい方の相互支援を行い、子育てのサポートを行う。	52																
家庭支援 カウンセリング事業	専門家による育児不安の相談や指導を実施。	120																
地域で子育て「つどいの広場」事業	民家を活用し、幅広い世代の方が気軽に集い交流を行うことにより子育てサポートの充実を図る。 場所：立川宮ノ本14 利用時間：火・金 10:00～15:00	505																
担当課	健康福祉部 健康児童課	電 話	88-6636															

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	「みんなで子育て・孫育て」家庭応援事業											
予算額	273千円	新規継続の別	新規・ <input checked="" type="checkbox"/> 継続									
補助単独の別	補助(国・府)・ <input checked="" type="checkbox"/> 単独	補助制度名										
事業内容	<p>〈趣旨〉 近年の少子高齢化・核家族化の進行により、地域での人間関係が希薄化する中で、父親や祖父母世代への育児参画を促すことにより、母親の育児の負担軽減を図り、夫婦二人で、家族みんなで子育てを楽しみ、また地域全体で子育てを応援する気運の醸成を図る。</p> <p>〈内容〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支援メニュー</th> <th>概要</th> <th>事業費(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パパの子育て応援</td> <td>父親が子どもと過ごす時間の作り方や家庭における役割などを楽しみながら学ぶとともに、父親同士の交流を深める場となる、子育て講座、交流会を実施 ・父子手帳の配布 ・あそびの指導 ・パパの妊婦体験 ・先輩パパと交流 等</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>いきいき孫育て</td> <td>子育てに関する世代間の意識の違いや、現在の育児方法等について祖父母世代に理解を深めてもらい、頼りになる子育てサポーターとして、自身の孫育てや地域の子育て支援に積極的に関わってもらうきっかけづくりとなる講座や交流会を実施 ・孫育て講座 ・三世代交流(鉢植え・羽子板作り・まいまい広場参加等) ・子育て中の保護者との交流 ・孫育ての本(おまごBOOK)の配布</td> <td>166</td> </tr> </tbody> </table>			支援メニュー	概要	事業費(千円)	パパの子育て応援	父親が子どもと過ごす時間の作り方や家庭における役割などを楽しみながら学ぶとともに、父親同士の交流を深める場となる、子育て講座、交流会を実施 ・父子手帳の配布 ・あそびの指導 ・パパの妊婦体験 ・先輩パパと交流 等	107	いきいき孫育て	子育てに関する世代間の意識の違いや、現在の育児方法等について祖父母世代に理解を深めてもらい、頼りになる子育てサポーターとして、自身の孫育てや地域の子育て支援に積極的に関わってもらうきっかけづくりとなる講座や交流会を実施 ・孫育て講座 ・三世代交流(鉢植え・羽子板作り・まいまい広場参加等) ・子育て中の保護者との交流 ・孫育ての本(おまごBOOK)の配布	166
支援メニュー	概要	事業費(千円)										
パパの子育て応援	父親が子どもと過ごす時間の作り方や家庭における役割などを楽しみながら学ぶとともに、父親同士の交流を深める場となる、子育て講座、交流会を実施 ・父子手帳の配布 ・あそびの指導 ・パパの妊婦体験 ・先輩パパと交流 等	107										
いきいき孫育て	子育てに関する世代間の意識の違いや、現在の育児方法等について祖父母世代に理解を深めてもらい、頼りになる子育てサポーターとして、自身の孫育てや地域の子育て支援に積極的に関わってもらうきっかけづくりとなる講座や交流会を実施 ・孫育て講座 ・三世代交流(鉢植え・羽子板作り・まいまい広場参加等) ・子育て中の保護者との交流 ・孫育ての本(おまごBOOK)の配布	166										
担当課	健康福祉部 健康児童課	電 話	88-6636									

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	保育充実事業																	
予算額	120,452千円	新規継続の別	新規・ 継続															
補助単独の別	補助 (国 ・ 府) ・ 単独	補助制度名	子ども・子育て支援交付金															
事業内容	<p>〈趣旨〉 保育所運営事業や一時保育事業をはじめ、本町だからこそできるきめ細やかで手厚い保育事業の実施により、安心・安全な保育体制を推進し、子育て支援の充実を図る。</p> <p>〈内容〉</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>概要</th> <th>事業費(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育所運営事業</td> <td> 保育所の円滑な運営と保育内容の充実を図る。 ・平成29年度保育日数 293日(平日244日、土曜日49日) ・開所時間(平日・土曜日) 7:00～19:00(時間外保育・延長保育含む) </td> <td>114,448</td> </tr> <tr> <td>一時保育事業</td> <td> 保護者等の育児疲れ解消、急病や勤務形態の多様化等に伴う一時的な保育需要に対応するため一時保育を実施。 ・実施時間 (平日) 8:00～17:30の内8時間まで (土曜日) 8:00～11:45 </td> <td>4,535</td> </tr> <tr> <td>病児・病後児保育事業</td> <td> ■体調不良児型病児保育(保育所内) 保育中に体調不良となった児童への看護師による緊急的な対応 ■京田辺市の田辺中央病院病児保育室(やすらぎ保育園)の利用 </td> <td>1,146</td> </tr> <tr> <td>もうすぐ1年生保育所体育教室実施事業</td> <td> ■体育指導の専門家による跳び箱・マット運動、鉄棒等の体育教室の実施 5歳児対象 5～7月、9～11月、1・2月 週1回・隔週 年間16回 ■町内サッカー指導者によるサッカー教室の実施 4～6月、10・11月の週1回 </td> <td>323</td> </tr> </tbody> </table>			事業名	概要	事業費(千円)	保育所運営事業	保育所の円滑な運営と保育内容の充実を図る。 ・平成29年度保育日数 293日(平日244日、土曜日49日) ・開所時間(平日・土曜日) 7:00～19:00(時間外保育・延長保育含む)	114,448	一時保育事業	保護者等の育児疲れ解消、急病や勤務形態の多様化等に伴う一時的な保育需要に対応するため一時保育を実施。 ・実施時間 (平日) 8:00～17:30の内8時間まで (土曜日) 8:00～11:45	4,535	病児・病後児保育事業	■体調不良児型病児保育(保育所内) 保育中に体調不良となった児童への看護師による緊急的な対応 ■京田辺市の田辺中央病院病児保育室(やすらぎ保育園)の利用	1,146	もうすぐ1年生保育所体育教室実施事業	■体育指導の専門家による跳び箱・マット運動、鉄棒等の体育教室の実施 5歳児対象 5～7月、9～11月、1・2月 週1回・隔週 年間16回 ■町内サッカー指導者によるサッカー教室の実施 4～6月、10・11月の週1回	323
事業名	概要	事業費(千円)																
保育所運営事業	保育所の円滑な運営と保育内容の充実を図る。 ・平成29年度保育日数 293日(平日244日、土曜日49日) ・開所時間(平日・土曜日) 7:00～19:00(時間外保育・延長保育含む)	114,448																
一時保育事業	保護者等の育児疲れ解消、急病や勤務形態の多様化等に伴う一時的な保育需要に対応するため一時保育を実施。 ・実施時間 (平日) 8:00～17:30の内8時間まで (土曜日) 8:00～11:45	4,535																
病児・病後児保育事業	■体調不良児型病児保育(保育所内) 保育中に体調不良となった児童への看護師による緊急的な対応 ■京田辺市の田辺中央病院病児保育室(やすらぎ保育園)の利用	1,146																
もうすぐ1年生保育所体育教室実施事業	■体育指導の専門家による跳び箱・マット運動、鉄棒等の体育教室の実施 5歳児対象 5～7月、9～11月、1・2月 週1回・隔週 年間16回 ■町内サッカー指導者によるサッカー教室の実施 4～6月、10・11月の週1回	323																
担当課	健康福祉部 健康児童課	電話	88-6636															

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	一時保育施設等整備事業		
予算額	37,616千円	新規継続の別	<input checked="" type="checkbox"/> 新規・継続
補助単独の別	<input checked="" type="checkbox"/> 補助(<input checked="" type="checkbox"/> 国・府)・単独	補助制度名	地方創生拠点整備交付金
事業内容	<p>〈趣旨〉</p> <p>一時保育については、保育所ホールの一部を利用し実施しているが、今後の短時間就労や就労であっても幼児教育を希望する場合など、多様な保護者のニーズ等に適切に対応するため、専用の一時保育室の確保が必要となっている。このことから、一時保育室等の保育スペースを新たに確保するとともに、近年ニーズが高まっている年度途中の乳児の受入に対応するため、保育所の敷地内に保育園舎を増築して、子育て支援の充実を図る。</p> <p>〈内容〉</p> <p>■建設工事</p> <p>木造平屋建（130㎡程度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時保育室（定員10名） ・通常保育室にも活用可能なフリールーム ・乳幼児用トイレ・収納スペースの設置 <p>電話機及び接続基盤新設 インターホン設置・電気錠装置移設 監視カメラシステム設置</p> <p>■施設建設工事監理委託</p>		
担当課	健康福祉部 健康児童課	電 話	88-6636

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	健康づくり応援ポイントキャンペーン事業		
予算額	369千円	新規継続の別	拡充・継続
補助単独の別	補助（国・府）・単独	補助制度名	
事業内容	<p>〈趣旨〉 各種健康事業、健康診査、各種健（検）診への参加者や健康づくりに関心を持って、積極的に取り組む住民の増加を促し、町内の健康づくりの気運の高揚及び住民の健康増進を図ることを目的に実施する。</p> <p>〈対象者〉 宇治田原町内に住民登録のある20歳以上の人</p> <p>〈事業内容〉 参加者は、まず保健センター等で配布される「健康づくりポイントカード」に健康づくりに関する目標を定め、連続30日間、その目標に取り組む。その間もしくはその後、健康事業や各種健（検）診等へ参加し、事業の参加ポイントを貯めてキャンペーンに応募する。 町は応募者全員にUPポイントをプレゼントし、さらに応募者の中から抽選で健康グッズ等をプレゼントする。（応募は一人年間1回とする）</p> <p>〈対象事業〉</p> <p>①【目標を連続30日続けよう】（応募必須要件） 朝食を毎日食べる、野菜を毎日食べる、塩分の取りすぎに注意する、毎日歩く、禁煙にチャレンジ等その他健康に関するもの</p> <p>②【健康事業】 元気はつらつ若返り塾、体力測定、食育教室等</p> <p>③【健康診査】 特定健康診査、後期高齢者健康診査、乳幼児健康診査、人間ドック、脳ドック等及び職場や学校等での定期健康診断等も対象とする</p> <p>④【各種健（検）診】 各種がん検診</p>		
担当課	健康福祉部 健康児童課	電 話	88-6636

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	各種がん検診事業																																		
予算額	9,433千円	新規継続の別	新規・ 継続																																
補助単独の別	補助 (国 ・府)・単 独	補助制度名	疾病予防対策事業費等補助金																																
事業内容	<p>〈趣 旨〉 死亡原因の第1位である「悪性新生物（がん）」の早期発見・早期治療を図るため、健康増進法に基づき各種がん検診を実施する。 また、特定の年齢に達した者に対し、検診費用が無料となる「がん検診クーポン券」を配布し、女性がん検診の啓発と受診促進を図る。</p> <p>〈内 容〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象者・検診日</th> <th>検診内容</th> <th>費用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前立腺がん 検診</td> <td>55歳以上の男性 個別検診 4か月間</td> <td>腫瘍マーカー P S A検査</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>胃がん 検診</td> <td>40歳以上 集団検診2日 (申込数に応じて3日)</td> <td>問診、 胃部X線間接撮影</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>大腸がん 検診</td> <td>40歳以上 集団検診2日 (申込数に応じて3日)</td> <td>問診 免疫便潜血反応検査</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>乳がん 検診</td> <td>40歳以上の女性 集団検診3日</td> <td>問診、視触診 マンモグラフィ (乳房X線撮影)</td> <td>40～49歳-600円 50歳以上-400円</td> </tr> <tr> <td>子宮がん 検診</td> <td>20歳以上の女性 個別検診4か月間</td> <td>問診、内診、子宮頸 部細胞診 (医師が必要と判断した 場合、子宮体部細胞診)</td> <td>頸がん-800円 体がん-500円</td> </tr> <tr> <td>肺がん 検診</td> <td>40歳以上 集団検診2日 (申込数に応じて3日)</td> <td>問診、胸部X線間接撮 影、喀痰検査 (必要時)</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>結核検診</td> <td>65歳以上 集団検診2日 (申込数に応じて3日)</td> <td>肺がん検診と 同時実施</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 生活保護世帯、住民税非課税世帯、70歳以上は無料</p>				対象者・検診日	検診内容	費用	前立腺がん 検診	55歳以上の男性 個別検診 4か月間	腫瘍マーカー P S A検査	無料	胃がん 検診	40歳以上 集団検診2日 (申込数に応じて3日)	問診、 胃部X線間接撮影	500円	大腸がん 検診	40歳以上 集団検診2日 (申込数に応じて3日)	問診 免疫便潜血反応検査	200円	乳がん 検診	40歳以上の女性 集団検診3日	問診、視触診 マンモグラフィ (乳房X線撮影)	40～49歳-600円 50歳以上-400円	子宮がん 検診	20歳以上の女性 個別検診4か月間	問診、内診、子宮頸 部細胞診 (医師が必要と判断した 場合、子宮体部細胞診)	頸がん-800円 体がん-500円	肺がん 検診	40歳以上 集団検診2日 (申込数に応じて3日)	問診、胸部X線間接撮 影、喀痰検査 (必要時)	無料	結核検診	65歳以上 集団検診2日 (申込数に応じて3日)	肺がん検診と 同時実施	無料
	対象者・検診日	検診内容	費用																																
前立腺がん 検診	55歳以上の男性 個別検診 4か月間	腫瘍マーカー P S A検査	無料																																
胃がん 検診	40歳以上 集団検診2日 (申込数に応じて3日)	問診、 胃部X線間接撮影	500円																																
大腸がん 検診	40歳以上 集団検診2日 (申込数に応じて3日)	問診 免疫便潜血反応検査	200円																																
乳がん 検診	40歳以上の女性 集団検診3日	問診、視触診 マンモグラフィ (乳房X線撮影)	40～49歳-600円 50歳以上-400円																																
子宮がん 検診	20歳以上の女性 個別検診4か月間	問診、内診、子宮頸 部細胞診 (医師が必要と判断した 場合、子宮体部細胞診)	頸がん-800円 体がん-500円																																
肺がん 検診	40歳以上 集団検診2日 (申込数に応じて3日)	問診、胸部X線間接撮 影、喀痰検査 (必要時)	無料																																
結核検診	65歳以上 集団検診2日 (申込数に応じて3日)	肺がん検診と 同時実施	無料																																
担当課	健康福祉部 健康児童課	電 話	88-6636																																

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	食生活改善推進員養成事業		
予算額	258千円	新規継続の別	<input checked="" type="checkbox"/> 新規・継続
補助単独の別	補助（国・府）・ <input checked="" type="checkbox"/> 単独	補助制度名	
事業内容	<p>〈趣旨〉 食生活改善活動の推進等に必要な知識と実践するための技術を習得する食生活改善推進員養成講座を開催することにより、食生活改善推進員を養成し、地域における食生活を通じた健康づくり活動や食育の推進を図る。</p> <p>〈対象〉 食生活改善推進活動を理解し、自ら推進員となって地域における食生活の健康づくり活動を実践する意欲のある本町在住の住民とする。</p> <p>〈募集人員〉 25名程度</p> <p>〈事業内容〉 講座期間 平成29年7月～12月の間 講座回数 10回 講座延時間 30時間 講座内容 栄養の基礎知識及び食生活改善の実践を重点とした講義・実習のカリキュラムとする。</p> <p>〈修了証書交付〉 講座延時間（30時間）中、規定時間（20時間）以上を受講した者に対し、修了証書を交付</p>		
担当課	健康福祉部 健康児童課	電話	88-6636

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	公共交通利用推進事業		
予算額	4,866千円	新規継続の別	新規・継続
補助単独の別	補助(国・府)・単独	補助制度名	
事業内容	<p>〈趣旨〉 宇治田原町地域公共交通検討委員会にて検討・決定した公共交通の方向性に従い、本町の公共交通(路線バス・福祉バス等)の利用推進を図るとともに、今後の公共交通体系について対策・検討を行う。</p> <p>〈内容〉</p> <p>■利用促進対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時刻表チラシ作成 ・利用推進イベント開催 ・啓発グッズ配布(うちわ、ポケットティッシュ) <p>■利用推進対策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉バス等の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ルート及びダイヤの見直し検討 ・バス停サイン案検討 ○公共交通空白地への対策 <ul style="list-style-type: none"> ・対象地域や運行形態の検討 <p>〈参考〉</p> <p>H28年度 宇治田原町地域公共交通検討委員会概要</p> <p>第1回(7月)公共交通の現状把握、アンケート調査内容検討 (11月)アンケート調査実施</p> <p>第2回(11月)アンケート調査結果報告 公共交通に関する基本理念について意見交換 (12月)利用者等への意見聴取 (やすらぎ荘、子育て支援センター)</p> <p>第3回(2月)公共交通の課題整理、今後の方針(案)検討 第4回(3月)公共交通の方針決定</p>		
担当課	建設事業部 建設環境課	電話	88-6637

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	バスロケーションシステム導入支援事業		
予算額	143千円	新規継続の別	<input checked="" type="checkbox"/> 新規・継続
補助単独の別	補助(国・府)・ <input checked="" type="checkbox"/> 単独	補助制度名	
事業内容	<p>〈趣旨〉 路線バスの利用者の利便性の向上のためバス事業者が行うバスロケーションシステム導入に対して、京都府や沿線市町と協調して支援を行うことにより地域公共交通の確保・維持・改善を支援する。</p> <p>〈内容〉</p> <p>■事業実施主体 京都京阪バス株式会社</p> <p>■事業内容 本町の路線バスの事業者である京都京阪バス(株)が、公共交通機関の利便性向上施策の一環として、バスロケーションシステムの導入を行うことにより、バス車内のサーバを介し、GPS等を用いて位置情報を把握し、その情報をスマートフォン等に情報提供することにより利用者が安心してバスを利用することができる。</p> <p>府、沿線市町(京都市、宇治市、城陽市、京田辺市、久御山町)と協調して補助金を交付する。</p> <p>総事業費 44,210千円(概算) 補助対象経費 13,610千円</p> <p>負担割合 国:1/3 京都府:1/10 沿線市町:1/10</p> <p>本町負担額 $13,610 \text{千円} \times 1/10 \times 10.4976\% (\text{※}) = 143 \text{千円}$ ※沿線市町別営業走行キロに対する本町按分率</p>		
担当課	建設事業部 建設環境課	電 話	88-6637

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	児童遊園整備等事業		
予算額	11,708千円	新規継続の別	新規・ <input type="checkbox"/> 継続
補助単独の別	補助(国・府)・ <input type="checkbox"/> 単独	補助制度名	
事業内容	<p>〈趣旨〉 子育てしやすい環境を守るとともに、子どもたちが地域で安心して遊ぶことができるよう、児童遊園の適切な管理及び整備を図る。</p> <p>〈内容〉 児童遊園の遊具については、事故等から子どもたちを守るため安全管理の保守点検を行う。点検の結果、修繕が必要と判断された場合は適切に修繕工事を実施する。 今後の整備にあたっては「宇治田原町子ども・子育て支援事業計画」の内容を踏まえ、町全体で公園のあり方を検討し、計画的な整備を進めることとする。</p> <p>○平成29年度 児童遊園整備予定箇所 ・南児童遊園(南) ※老中、東名村、西名村の各児童遊園を集約し、旧南公民館跡地に新設</p> <p>〈参考〉 平成26年度まで、区・自治会が行ってきた児童遊園整備事業に対して補助してきたが、平成27年度から町が管理及び整備を図ることとし、事業実施にあたっては、区・自治会との相談・協力のもと進めることを基本とする。</p>		
担当課	建設事業部 建設環境課	電話	88-6637

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	家庭用太陽光発電・蓄電設備設置補助事業				
予算額	2,000千円	新規継続の別	新規・ 継続		
補助単独の別	補助 （国・ 府 ）・単独	補助制度名	家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金		
事業内容	<p>〈趣旨〉 太陽光で発電し、蓄電池に溜めて賢く使うことで、災害等による停電時でも対応できる生活スタイルを促進し、エネルギーの安定確保及び自立型エネルギーの普及を図るため、太陽光発電と蓄電池を同時に設置・導入する家庭に対し、京都府と連携して補助金を交付する。</p> <p>〈内容〉</p> <p>■補助対象事業 個人の住居専用住宅に太陽光・蓄電設備を設置する費用について補助金を交付（太陽光発電と蓄電池を同時に新規で設置・導入する家庭が対象）</p> <p>■補助金額 設置する設備の規模に応じて算定。最大40万円を交付。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 【太陽光発電】 1万円/kW 上限：4万円 </td> <td style="width: 50%;"> 【蓄電池】 6万円/kWh 上限：36万円 </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">} 最大40万円</p> <p>※算定した補助金額が設置費用の2分の1を超える場合は、設置費用の2分の1以内の額とする。</p> <p>■申請期間 電気事業者との電力受給契約後6か月以内</p>			【太陽光発電】 1万円/kW 上限：4万円	【蓄電池】 6万円/kWh 上限：36万円
【太陽光発電】 1万円/kW 上限：4万円	【蓄電池】 6万円/kWh 上限：36万円				
担当課	建設事業部 建設環境課	電 話	88-6637		

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	宇治田原町ふれあい収集事業		
予算額	—	新規継続の別	<input type="checkbox"/> 新規・継続
補助単独の別	補助（国・府）・ <input type="checkbox"/> 単独	補助制度名	
事業内容	<p>〈趣旨〉 家庭のごみをごみ収集ステーションに搬出することが困難な世帯を訪問し、ごみの収集を行うことで支援が必要な高齢者等の負担を軽減する。</p> <p>〈内容〉</p> <p>■対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の要介護認定を受けている高齢者等 ・身体障害者等級2級以上の障害者手帳の交付を受けている障がい者 ・上記のいずれかに該当する住民で構成される世帯で、なおかつ、自らごみをごみ収集ステーションまで搬出することが困難で支援を受けられない世帯 <p>■実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者宅を職員が訪問調査し、審査により利用決定。 ・利用者は指定日に玄関口等指定された場所に分別したごみをペール容器等に入れて出す。 ・週1回（月・火・木・金のいずれか）の午後4時～5時の間に職員が利用者宅を訪問し、ごみを収集。 		
担当課	建設事業部 建設環境課	電 話	88-6637

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	新市街地連絡道路整備事業																		
予算額	166,000千円	新規継続の別	新規・継続																
補助単独の別	補助(国・府)・単独	補助制度名	防災・安全交付金																
事業内容	<p>〈趣旨〉 安全で災害に強い道路整備を計画的に進め、新市街地ゾーンと既存集落とを結ぶ新市街地連絡道路を整備する。</p> <p>〈内容〉 ■道路拡幅改良工事 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>場所</th> <th>事業概要</th> <th>事業費</th> <th>財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南北線 (H28～31)</td> <td>大字贅田 立川</td> <td>道路詳細設計 用地買収 L = 460m</td> <td>105,000</td> <td>国費：2,750 町債：92,000 繰入金：10,000 一般財源：250</td> </tr> <tr> <td>仮)贅田立川線</td> <td>大字贅田 立川</td> <td>道路詳細設計 用地買収 L = 280m</td> <td>61,000</td> <td>町債：54,900 繰入金：6,000 一般財源：100</td> </tr> </tbody> </table>				路線名	場所	事業概要	事業費	財源	南北線 (H28～31)	大字贅田 立川	道路詳細設計 用地買収 L = 460m	105,000	国費：2,750 町債：92,000 繰入金：10,000 一般財源：250	仮)贅田立川線	大字贅田 立川	道路詳細設計 用地買収 L = 280m	61,000	町債：54,900 繰入金：6,000 一般財源：100
路線名	場所	事業概要	事業費	財源															
南北線 (H28～31)	大字贅田 立川	道路詳細設計 用地買収 L = 460m	105,000	国費：2,750 町債：92,000 繰入金：10,000 一般財源：250															
仮)贅田立川線	大字贅田 立川	道路詳細設計 用地買収 L = 280m	61,000	町債：54,900 繰入金：6,000 一般財源：100															
担当課	建設事業部 建設環境課	電話	88-6637																

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	京都やましろ茶 ^{ちや} いくるライン整備事業		
予算額	7,120千円	新規継続の別	新規・継続
補助単独の別	補助(国・府)・ 単独	補助制度名	
事業内容	<p>〈趣旨〉 宇治茶生産の長い歴史と地域に根ざすお茶の文化を維持・継承するとともに、お茶の京都のターゲットイヤーにおいて、エリア内の観光拠点を自転車による周遊性向上を図るため、「日本茶800年の歴史散歩」を巡る茶いくるロードとして、本町内では湯屋谷地区にある永谷宗円生家を巡る町道部を整備するものである。</p> <p>この整備については、京都府南部の山城地域で統一性のある誘導ライン表示により、日本遺産などの観光拠点を自転車により広域周遊できるルートとして京都府や近隣市町とともに行うものである。</p> <p>〈内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誘導ライン ・路面標示シート ・観光情報看板 <p>〈周遊ルート〉</p>		
担当課	建設事業部 建設環境課	電話	88-6637

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	町道新設改良事業			
予算額	82,444千円	新規継続の別	新規・ 継続	
補助単独の別	補助(国・府)・ 単独	補助制度名		
事業内容	<p>〈趣旨〉 住民生活の利便性、安全性、快適性を確保するために、町道の計画的な整備を図るとともに、住民生活に密着した生活道路の整備改良を行う。</p> <p>〈内容〉 ■道路拡幅改良工事 (単位：千円)</p>			
	路線名	場所	事業概要	事業費
	短期改良計画	大字南 岩山 立川	側溝改良 L = 370m	15,000
	2の23号線	大字南	用地・補償 L = 60m	14,000
	木元線	大字奥山田	道路改良 L = 100m	8,000
	奥山田天神社線	大字奥山田	道路改良 法面改良 L = 300m	21,000
	町内	全域	道路改良、側溝改良、 路肩改良、舗装改良等	24,100
財源	町債：13,500 繰入金：1,500			
財源	町債：12,600 繰入金：1,400			
財源	町債：8,000			
財源	町債：21,000			
財源	町債：21,600 繰入金：2,500			
担当課	建設事業部 建設環境課	電話	88-6637	

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	道路施設長寿命化修繕事業																							
予算額	50,075千円	新規継続の別	新規・ 継続																					
補助単独の別	補助 (国 ・府)・単 独	補助制度名	防災・安全交付金																					
事業内容	<p>〈趣 旨〉 道路施設（橋梁、舗装）の経年劣化が進んでいることから、道路施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な補強、修繕及び補修工事を行っていくことで、道路施設の安全を確保する。</p> <p>〈内 容〉 ■橋梁長寿命化修繕工事 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">予定橋梁名</th> <th style="width: 15%;">場 所</th> <th style="width: 30%;">事業概要</th> <th style="width: 10%;">事業費</th> <th style="width: 25%;">財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>荒木橋 他</td> <td>大字荒木 他</td> <td>橋梁修繕工事 橋梁点検</td> <td>40,000</td> <td>国 費：22,000 町 債：16,200 繰入金：1,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>■道路舗装修繕工事 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">予定路線名</th> <th style="width: 15%;">場 所</th> <th style="width: 30%;">事業概要</th> <th style="width: 10%;">事業費</th> <th style="width: 25%;">財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>郷之口湯屋谷線 他</td> <td>大字湯屋谷 他</td> <td>舗装修繕工事</td> <td>10,000</td> <td>国 費：5,500 町 債：4,000 繰入金：500</td> </tr> </tbody> </table>				予定橋梁名	場 所	事業概要	事業費	財 源	荒木橋 他	大字荒木 他	橋梁修繕工事 橋梁点検	40,000	国 費：22,000 町 債：16,200 繰入金：1,800	予定路線名	場 所	事業概要	事業費	財 源	郷之口湯屋谷線 他	大字湯屋谷 他	舗装修繕工事	10,000	国 費：5,500 町 債：4,000 繰入金：500
予定橋梁名	場 所	事業概要	事業費	財 源																				
荒木橋 他	大字荒木 他	橋梁修繕工事 橋梁点検	40,000	国 費：22,000 町 債：16,200 繰入金：1,800																				
予定路線名	場 所	事業概要	事業費	財 源																				
郷之口湯屋谷線 他	大字湯屋谷 他	舗装修繕工事	10,000	国 費：5,500 町 債：4,000 繰入金：500																				
担当課	建設事業部 建設環境課	電 話	88-6637																					

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	都市計画制度導入検討事業		
予算額	9,051千円	新規継続の別	新規・ 継続
補助単独の別	補助(国・府)・ 単独	補助制度名	
事業内容	<p>〈趣旨〉</p> <p>宇治田原町第5次まちづくり総合計画や、宇治田原町新市街地構想、新名神高速道路建設に伴う都市計画道路宇治田原山手線の事業進捗に合わせた都市計画制度を導入するため、平成28年度では宇治田原町都市計画マスタープランを策定し、新たな用途地域の指定、都市計画道路の決定を行った。</p> <p>平成29年度についても、引き続き都市計画制度の導入を検討する。</p> <p>〈内容〉</p> <p>平成28年度では、「ものづくり創造ゾーン」「にぎわい創出ゾーン」などのゾーンを定めて、それぞれ用途地域の決定を行った。また、ゾーンの連絡道路を都市計画道路に決定し、まちづくりの骨格に位置づけた。</p> <p>平成29年度では、「シビック交流ゾーン」に役場庁舎を建設することを軸とした、用途地域の変更を検討する。</p> <p>■平成28年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープラン作成 ・都市計画道路の決定 ・用途地域の変更 <p>〈事業費〉3,791千円</p> <p>■平成29年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用途地域の変更 ・都市計画図作成 <p>〈事業費〉9,051千円</p>		
担当課	建設事業部 建設環境課	電話	88-6637

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	新庁舎建設事業		
予算額	2,313千円	新規継続の別	新規・ <input type="checkbox"/> 継続
補助単独の別	補助(国・府)・ <input type="checkbox"/> 単独	補助制度名	
事業内容	<p>〈趣旨〉 耐震性能など万全な危機管理機能を備えるとともに、機能的で十分な各種スペースの確保及びバリアフリー等に配慮した新庁舎の整備に向け、平成29年1月に策定した基本計画に基づき事業を推進する。</p> <p>〈内容〉 ・開発許可並びに土地収用法に伴う事業認定に係る手数料 ・新庁舎建設用地鑑定評価に係る手数料</p> <p>〈事業期間〉 平成32年度 竣工予定</p> <p>〈経過〉 平成25年12月 新庁舎建設方針 決定 平成27年9月 新庁舎建設基本構想 策定 平成28年9月 新庁舎建設予定地 決定 平成28年11月 新庁舎建設基本計画 意見具申 平成29年1月 新庁舎建設基本計画 策定 平成29年2月 設計業務委託業者決定 平成29年2月～平成30年3月 基本設計・実施設計策定業務 住民説明会・パブリックコメントの実施 平成30年～平成32年 新庁舎建設工事</p>		
担当課	建設事業部 プロジェクト推進課	電 話	88-6616

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	宇治田原山手線整備促進住民会議助成金		
予算額	600千円	新規継続の別	新規・ <input type="checkbox"/> 継続
補助単独の別	補助(国・府)・ <input type="checkbox"/> 単独	補助制度名	
事業内容	<p>〈趣旨〉 平成26年2月に、都市計画道路宇治田原山手線の早期完成に向けて住民主体の組織が立ち上げられ、事業化に向けた各種取組を進めていただいている。 今年度も引き続き当該住民組織の活動に要する経費を助成することにより、行政としての側面支援を行う。</p> <p>〈内容〉 住民会議の事業計画 啓発活動 広報活動 要望・研修活動</p>		
担当課	建設事業部 プロジェクト推進課	電話	88-6616

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	宇治田原山手線整備事業												
予算額	30,012千円	新規継続の別	新規・ <input type="checkbox"/> 継続										
補助単独の別	<input type="checkbox"/> 補助(<input type="checkbox"/> 国・府)・単独	補助制度名	防災・安全交付金										
事業内容	<p>〈趣旨〉 宇治田原山手線の国道307号線以北(滋賀県境)約1.2kmの整備を行う。</p> <p>〈内容〉 ■道路新設事業 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>場所</th> <th>事業概要</th> <th>事業費</th> <th>財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宇治田原山手線</td> <td>大字禅定寺 緑苑坂</td> <td>工事委託 道路新設 延長 L=1.2km 土工 一式</td> <td>30,012</td> <td>国費: 16,500 町債: 12,100 一般財源: 1,412</td> </tr> </tbody> </table> <p>○債務負担行為 平成29年度～平成31年度</p>			路線名	場所	事業概要	事業費	財源	宇治田原山手線	大字禅定寺 緑苑坂	工事委託 道路新設 延長 L=1.2km 土工 一式	30,012	国費: 16,500 町債: 12,100 一般財源: 1,412
路線名	場所	事業概要	事業費	財源									
宇治田原山手線	大字禅定寺 緑苑坂	工事委託 道路新設 延長 L=1.2km 土工 一式	30,012	国費: 16,500 町債: 12,100 一般財源: 1,412									
担当課	建設事業部 プロジェクト推進課	電話	88-6616										

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	町内雇用促進助成事業																						
予算額	3,000千円	新規継続の別	拡充・継続																				
補助単独の別	補助(国・府)・ 単独	補助制度名																					
事業内容	<p>〈趣旨〉 町内企業の雇用を促進するため、事業者が町内在住者を正規雇用した場合に助成金を交付するとともに、町外からの移住経費等に係る事業者負担を支援することで、本町への移住促進を図る。</p> <p>〈内容〉 ■町内雇用促進助成金 町内に事業場(工場・事務所・店舗等)を有する事業者が、町内に住所を有する者を正規雇用した場合に助成金を交付する。 〈基本枠〉 新規正規雇用者 1名につき200千円助成 〈移住促進加算〉【拡充】 新規正規雇用者が雇用に伴い宇治田原町に転入し、3年を超えて継続居住かつ当該事業場で3年を超えて継続勤務する場合、当該雇用者の採用経費、転居費用及び住居費用に係る経費の1/2を基本枠に上乗せして助成(上限200千円)</p> <p>〈実績〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>交付事業所数</th> <th>件数</th> <th>助成金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年度</td> <td>5社</td> <td>8件</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>5社</td> <td>6件</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>3社</td> <td>3件</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>4社</td> <td>5件</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※29年2月現在</p>			年度	交付事業所数	件数	助成金額(千円)	平成25年度	5社	8件	1,600	平成26年度	5社	6件	1,200	平成27年度	3社	3件	600	平成28年度	4社	5件	1,000
年度	交付事業所数	件数	助成金額(千円)																				
平成25年度	5社	8件	1,600																				
平成26年度	5社	6件	1,200																				
平成27年度	3社	3件	600																				
平成28年度	4社	5件	1,000																				
担当課	建設事業部 産業観光課	電話	88-6638																				

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	町内企業就業推進事業		
予算額	696千円	新規継続の別	新規・ <input type="checkbox"/> 継続
補助単独の別	補助(国・府)・ <input type="checkbox"/> 単独	補助制度名	
事業内容	<p>〈趣旨〉 町内在住者の町内企業への就業促進を目的として、大学生及び高校生等を主な対象として、意識啓発・知識習得の講座、町内企業による事業紹介や事業場見学を実施する。</p> <p>〈内容〉 ■町内企業就業促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：主に町内在住の大学生、高校生及びその保護者 既卒者や近隣自治体在住者の参加も可 ・内容：就業に関する意識啓発・知識習得等の講座 町内企業による事業場紹介、インターンシップ受入紹介、事業場見学の実施 →町内企業と就職活動者・活動予定者・保護者が直接接する機会を拡大し、仕事内容や職場の様子をより具体的に 知ることにより、町内企業への就業という選択肢を増やす。 <p>※ハローワーク、京都ジョブパークと連携して実施することにより、町外からの参加者も受け入れ、UIJターンを狙う。</p> <p>※参加企業向けに「町内雇用促進助成金」の拡充を積極的に広報することにより、本事業を町内雇用や移住促進につなげる。</p>		
担当課	建設事業部 産業観光課	電話	88-6638

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	お茶の京都推進事業		
予算額	9,913千円	新規継続の別	新規・継続
補助単独の別	補助(国・府)・単独	補助制度名	地方創生推進交付金
事業内容	<p>〈趣旨〉 宇治茶生産の長い歴史と地域に根ざすお茶の文化を維持・継承するとともに、お茶の京都のターゲットイヤーにおいて、日本緑茶の発祥の地という歴史や、宇治茶を支える一大産地として伝統ある宇治田原茶を広くPRし、良質茶生産の振興と発展を図る。</p> <p>〈内容〉</p> <p>■お茶の京都博</p> <ul style="list-style-type: none"> 山城地域12市町村を舞台として開催される「お茶の京都博」において、地域住民、関係団体と共に、日本緑茶発祥の地宇治田原の魅力在全国に広くPRし、茶生産の振興及び交流によるまちの活性化を推進 <p>■お茶の京都DMO</p> <ul style="list-style-type: none"> 山城地域における広域観光地域づくりの中核・舵取り役として、府・市町村・関係団体等で「お茶の京都DMO」を組織し、交流人口の拡大、宇治茶をはじめとする地域資源のブランド化、戦略的なプロモーションを推進 <p>■ふるさとまつり実行委員会助成</p> <ul style="list-style-type: none"> 宇治田原ふるさとまつり実施への支援 開催時期：10月中旬開催予定 実施場所：総合文化センター等 <p>■お茶のまち転入者プレゼント</p> <ul style="list-style-type: none"> 宇治田原町に転入される世帯を対象に急須、煎茶をプレゼント 		
担当課	建設事業部 産業観光課	電話	88-6638

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	農業担い手対策事業		
予算額	7,988千円	新規継続の別	拡充・継続
補助単独の別	補助(国・府)・単独	補助制度名	認定農業者等確保・育成事業費補助金 青年就農給付金 農業経営基盤強化資金利子助成金
事業内容	<p>〈趣旨〉 本町農業を担う認定農業者の経営改善並びに将来本町農業を担う新規就農者の就農を支援するため、JA、普及センター、京都府等の関連機関とともに、支援等を行う。</p> <p>〈内容〉 ○宇治田原町地域農業再生協議会地域担い手部会（京都府山城広域振興局、京都やましろ農業協同組合宇治田原町支店、京都府山城北普及センター、宇治田原町農業委員会、宇治田原町で構成）に対し助成を行い、認定農業者等の認定及び支援等を行う。 ○認定農業者が町担い手農家育成事業等助成金に該当する事業を実施するための申請書を審査し、適当と認めたものについて一定の助成を行う。 ○経営リスクを負っている新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間、新規就農者に対して1人当たり年間150万円の給付金を最長5年間給付する。平成29年度5名（平成27年度開始2名、平成28年度開始1名、平成29年度開始2名予定）給付予定</p> <p>【拡充】 ○農業者が農作業中の事故により、負傷をし、疾病にかかり若しくは後遺障害を生じた場合の社会復帰の促進又は死亡した場合の遺族の援護を図ることを目的として、農業者が労働者災害補償保険に加入することを促進する。</p> <p>〈対象者〉 ・宇治田原町地域農業再生協議会地域担い手部会 ・認定農業者及び認定新規就農者 ・労災保険に加入する農業者</p>		
担当課	建設事業部 産業観光課	電話	88-6638

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	大福茶園再造成事業		
予算額	52,500千円	新規継続の別	新規・ <input checked="" type="checkbox"/> 継続
補助単独の別	補助(国・府)・ <input checked="" type="checkbox"/> 単独	補助制度名	
事業内容	<p>〈趣旨〉 宇治田原町湯屋谷地区大福集団茶園は、茶園造成後50年が経過しており、茶樹の老齢化による減収に加えて、茶畑の傾斜度が20度前後の急傾斜地形で農作業効率が悪く労働生産性の低い茶園であるため、再造成により、生産性を向上させるとともに、茶どころ宇治田原として更なる宇治茶生産振興を図る。</p> <p>〈内容〉 ■ 事業名 農業競争力強化基盤整備事業 (農地整備事業【畑地帯担い手育成型】)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地 京都府綴喜郡宇治田原町大字湯屋谷小字指柳地内 ・地区面積 13.2ha ・総事業費 567,500千円 ・事業期間 平成27～31年度 <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度 京都府で実施設計(換地業務は府から町へ委託) 平成28年度 防災工事 平成29～30年度 造成工事 平成31年度 舗装工事等、確定測量・換地処分(府から町へ委託) ・事業主体 京都府 ・事業負担割合 国55%、府27.5%、町2.5%、受益者15% (予定) 		
担当課	建設事業部 産業観光課	電話	88-6638

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	耕作放棄地再生・営農条件整備支援事業																																										
予算額	550千円	新規継続の別	新規・継続																																								
補助単独の別	補助（国・府）・単独	補助制度名																																									
事業内容	<p>〈趣旨〉 農業者が耕作放棄地（農振農用地に限る。）の再生利用及び再生利用のための簡易な基盤整備を行う場合、再生利用等に要する経費について補助金を交付する。</p> <p>〈事業内容〉 補助金の対象となる経費 ①再生利用 障害物の除去、深耕、整地、土壌改良等 ②簡易な基盤整備 区画拡大や暗きょ排水等の整備のうち、簡易なもの</p> <p>〈補助率・補助額〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">補助単価または補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">再生作業</td> <td rowspan="4">簡易な再生作業 【単価方式】</td> <td>国</td> <td>50,000円/10a</td> </tr> <tr> <td>府</td> <td>20,000円/10a</td> </tr> <tr> <td>町</td> <td>20,000円/10a</td> </tr> <tr> <td>村</td> <td>10,000円/10a</td> </tr> <tr> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4">重機を用いて行う 等の再生作業 【事業費方式】</td> <td>国</td> <td>5/10</td> </tr> <tr> <td>府</td> <td>2/10</td> </tr> <tr> <td>町</td> <td>2/10</td> </tr> <tr> <td>村</td> <td>1/10</td> </tr> <tr> <td colspan="2">土壌改良【単価方式】</td> <td>国</td> <td>25,000円/10a</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>府</td> <td>10,000円/10a</td> </tr> <tr> <td colspan="2">簡易な基盤整備【単価方式】</td> <td>町</td> <td>10,000円/10a</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>村</td> <td>5,000円/10a</td> </tr> </tbody> </table>			区 分		補助単価または補助率		再生作業	簡易な再生作業 【単価方式】	国	50,000円/10a	府	20,000円/10a	町	20,000円/10a	村	10,000円/10a		重機を用いて行う 等の再生作業 【事業費方式】	国	5/10	府	2/10	町	2/10	村	1/10	土壌改良【単価方式】		国	25,000円/10a			府	10,000円/10a	簡易な基盤整備【単価方式】		町	10,000円/10a			村	5,000円/10a
区 分		補助単価または補助率																																									
再生作業	簡易な再生作業 【単価方式】	国	50,000円/10a																																								
		府	20,000円/10a																																								
		町	20,000円/10a																																								
		村	10,000円/10a																																								
	重機を用いて行う 等の再生作業 【事業費方式】	国	5/10																																								
		府	2/10																																								
		町	2/10																																								
		村	1/10																																								
土壌改良【単価方式】		国	25,000円/10a																																								
		府	10,000円/10a																																								
簡易な基盤整備【単価方式】		町	10,000円/10a																																								
		村	5,000円/10a																																								
担当課	建設事業部 産業観光課	電 話	88-6638																																								

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	災害に強い山づくり事業		
予算額	2,000千円	新規継続の別	新規・ <input type="checkbox"/> 継続
補助単独の別	<input type="checkbox"/> 補助(国・ <input type="checkbox"/> 府)・単独	補助制度名	要適正管理森林等災害予防事業補助金
事業内容	<p>〈趣旨〉 近年、集中豪雨による土砂災害が発生しており、また、流木や危険木による災害も懸念されるため、被害を未然に防ぐため森林を適切に管理する事業を実施する。</p> <p>〈内容〉</p> <p>■林地内危険木防災対策事業 林内谷地形部では、豪雨により雨水が流出し浸食される可能性があることから、これらを防止するため、山林所有者等に谷地形部や流量の多い溪流等に近接した箇所での伐倒木等を、増水の影響を受けない斜面上部に運搬する経費等を補助することにより、豪雨による雨水流出を防止し、災害に強い山づくりを推進する。 補助率1/2</p> <p>■要適正管理森林等災害予防事業 森林の中でも傾斜がきつく、下方に人家や学校がある森林を「京都府森林の適正な管理に関する条例」に基づく「要適正管理森林」として指定し、立木の除去等に対して補助をすることにより、大雨等による荒廃による二次災害を未然に防ぐ。 補助率1/2</p> <p>〈対象者〉 事業申請者</p>		
担当課	建設事業部 産業観光課	電話	88-6638

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	有害鳥獣対策事業														
予算額	8,088千円	新規継続の別	新規・ 継続												
補助単独の別	補助 （国・ 府 ）・単独	補助制度名	野生鳥獣被害総合対策事業補助金 市町村事務処理特例交付金												
事業内容	<p>〈趣旨〉 有害鳥獣による農林作物等の被害が増加する中、被害の軽減及び防除対策が急務であることから、有害鳥獣駆除及び被害防止の各種対策に取り組み、被害の縮小に努め農林業の活性化を図る。</p> <p>〈内容〉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">事業</th> <th style="width: 50%;">内容等</th> <th style="width: 25%;">事業費(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有害獣駆除事業</td> <td>○駆除事業 有害鳥獣捕獲駆除対策を実施 (宇治田原町有害鳥獣駆除対策協議会、綴喜郡猟友会宇治田原町支部等の関係機関と連携)</td> <td>2,273千円</td> </tr> <tr> <td>有害鳥獣被害防止対策事業</td> <td>○狩猟免許取得等助成 ○防護柵設置補助 (農振農用地)</td> <td>815千円</td> </tr> <tr> <td>有害鳥獣被害調査事業</td> <td>○野猿等の追い払い ○被害の調査</td> <td>5,000千円</td> </tr> </tbody> </table>			事業	内容等	事業費(千円)	有害獣駆除事業	○駆除事業 有害鳥獣捕獲駆除対策を実施 (宇治田原町有害鳥獣駆除対策協議会、綴喜郡猟友会宇治田原町支部等の関係機関と連携)	2,273千円	有害鳥獣被害防止対策事業	○狩猟免許取得等助成 ○防護柵設置補助 (農振農用地)	815千円	有害鳥獣被害調査事業	○野猿等の追い払い ○被害の調査	5,000千円
事業	内容等	事業費(千円)													
有害獣駆除事業	○駆除事業 有害鳥獣捕獲駆除対策を実施 (宇治田原町有害鳥獣駆除対策協議会、綴喜郡猟友会宇治田原町支部等の関係機関と連携)	2,273千円													
有害鳥獣被害防止対策事業	○狩猟免許取得等助成 ○防護柵設置補助 (農振農用地)	815千円													
有害鳥獣被害調査事業	○野猿等の追い払い ○被害の調査	5,000千円													
担当課	建設事業部 産業観光課	電 話	88-6638												

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	宇治田原企業成長応援事業		
予算額	7,000千円	新規継続の別	新規・継続
補助単独の別	補助(国・府)・ <u>単独</u>	補助制度名	
事業内容	<p>〈趣旨〉 多様性のある成長企業を支援するため、町内で事業を営む中小企業者や小規模企業者が行う、販路開拓の伴う展示会等への出展経費、新製品・新商品・新サービスを開発する経費及び経営改善事業等を実施する経費の一部を補助する。</p> <p>〈対象者〉 (1) 中小企業基本法に規定する中小企業者又は小規模企業者で、町税を課税され、かつ、完納している者 (2) 町内に本店若しくは支店がある法人又は町内に在住する個人事業者で、町内で1年以上営業している者</p> <p>〈事業区分〉 ① 販路開拓、新製品・新商品・新サービス開発支援事業 ・中小企業者等が行う販路開拓に伴う展示会等に出展する経費、町内事業所で研究開発し、製品化・商品化・サービス提供に至った事業に要する経費に対して補助する。 ・補助率3分の2以内(上限40万円)</p> <p>② 経営改善支援事業 ・コスト低減、生産設備の増設、高性能機械導入、ICTの導入、店舗のバリアフリー化等の経営改善事業の経費を補助する。 ・補助率2分の1以内(上限20万円) ただし、町内事業者からの調達を原則とし、真にやむを得ない理由により町外事業者から調達した場合は上限10万円とする。</p>		
担当課	建設事業部 産業観光課	電話	88-6638

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	お茶の京都交流拠点整備推進事業		
予算額	22,000千円	新規継続の別	新規・継続
補助単独の別	補助(国・府)・単独	補助制度名	地方創生推進交付金
事業内容	<p>〈趣旨〉 観光振興計画の推進及び観光によるまちづくりの実現を図るため、町内の観光戦略拠点の整備を実施し、町内への観光誘客及び観光交流につなげる。</p> <p>〈内容〉</p> <p>■永谷宗円生家環境整備事業 「お茶の京都」事業にかかる本町の戦略的交流拠点である湯屋谷地区の整備を促進するため、永谷宗円生家の茅葺屋根等の修景整備を行い、来訪者を迎えるための環境を整備する。</p> <p><交流拠点整備概要> 永谷宗円生家修景工事 ・永谷宗円生家及び東屋の屋根改修</p> <p>■西ノ山集団茶園ふれあい交流施設整備事業 本町の西の玄関口に位置する西ノ山集団茶園に、来訪者が立ち寄り、茶畑を一望できる場所を整備し、お茶どころ宇治田原をアピールする。</p> <p><交流施設整備概要> ・駐車スペース整備 ・展望スペース整備</p>		
担当課	建設事業部 産業観光課	電話	88-6638

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	観光まちづくり推進事業		
予算額	7,092千円	新規継続の別	新規・継続
補助単独の別	補助(国・府)・単独	補助制度名	地方創生推進交付金
事業内容	<p>〈趣旨〉 観光振興計画の推進及び観光によるまちづくりの実現を図るため、観光まちづくり会議を設置・運営するとともに、観光振興計画に位置づけられた観光魅力の創出に関する取組(着地型プログラムの充実及び新たな観光資源、名物の掘り起し・開発等)の支援、観光情報発信の充実に向けた観光ポータルサイト構築を行う。</p> <p>〈内容〉</p> <p>■観光まちづくり会議運営(1,477千円) 持続的な観光まちづくりを推進するため、多様な主体による連携・協力体制として「観光まちづくり会議」を設置・運営し、観光推進力づくりや魅力の創出、基盤整備、情報発信等の具体化に取り組む。</p> <p>■おもてなし推進補助金(3,000千円) 主に町民や町内事業者で組織する団体等が、観光プログラムの開発や地域資源の活用、にぎわいづくり、おもてなし力の向上等に取り組んだ場合、その経費に対して支援を行う。 (補助率) 一般枠：補助対象経費の2分の1以内(上限2,000千円) 公共枠：特に営利性が低く、かつ新規性が認められる事業 補助対象経費の10分の10(上限200千円)</p> <p>■観光ポータルサイト構築事業(2,615千円) 町内外へ本町の観光情報をわかりやすく発信するために、平成28年度に実施した観光ポータルサイトの企画、基礎調査等をもとに、観光情報発信に特化したポータルサイトを構築する。</p>		
担当課	建設事業部 産業観光課	電話	88-6638

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	末山・くつわ池自然公園事業		
予算額	16,365千円	新規継続の別	新規・ 継続
補助単独の別	補助 (国 ・府) ・単 独	補助制度名	地方創生推進交付金
事業内容	<p>〈趣 旨〉 本町の随一のレクリエーション施設である「末山・くつわ池自然公園」において、利用者へのサービス向上と安心安全で快適な自然とのふれあい空間を創出できるよう施設整備計画の策定を行うとともに、必要な施設整備、施設の維持管理を実施し、同公園の利用促進を図る。</p> <p>〈事業内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・末山・くつわ池自然公園整備計画策定事業 ・末山・くつわ池自然公園指定管理料 ・公園整備推進会議の運営 ・施設改修、施設修繕 <p>■末山・くつわ池自然公園整備計画策定事業 観光振興計画に掲げる観光基盤整備を推進するため、平成28年度に策定した末山・くつわ池自然公園整備方針をもとに具体的な整備計画を作成し、着実な施設整備を図る。</p> <p>■施設改修</p> <p>(1) トイレ改修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バンガロー (A～D棟) 横トイレの改修 トイレ洋式化、トイレブース改修、ドア改修、手洗器廻り改修、外観塗装塗替等 <p>(2) 自動火災報知器整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バンガローに自動火災報知器等を整備 		
担当課	建設事業部 産業観光課	電 話	88-6638

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	地域おこし協力隊事業		
予算額	8,064千円	新規継続の別	新規・継続
補助単独の別	補助(国・府)・単独	補助制度名	
事業内容	<p>〈趣旨〉 町内に移り住んで地域おこしに取り組む「地域おこし協力隊」制度を活用し、地域住民と協働して「観光の魅力磨き」や「観光客の受入環境の整備」、「観光情報の発信」等に取り組む人材を全国から呼び込むことにより、本町の交流活性化を促進するとともに、観光振興計画の要である「観光推進力づくり」の起爆剤とする。</p> <p>〈制度概要〉 都市地域から町内に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を町が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間地域に居住して地域協力活動を行いながら、定住・定着を目指す。 お茶の京都博による来訪者増や拠点整備の進展を見据え、交流拠点でのおもてなしや、地域の魅力を活かしたプログラムづくり、土産物の開発、メディアやエージェントと地域の仲介、観光情報の集約ときめ細かな情報発信など、本町の課題を地域と協働して解決していく意欲の高い人材を募集する。</p> <p>〈活動期間〉 概ね1年以上3年以下(単年度契約)</p> <p>〈募集予定人員〉 2名</p> <p>※事業費はすべて特別交付税の算定対象</p>		
担当課	建設事業部 産業観光課	電話	88-6638

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	公共下水道（管渠）整備事業〔公共下水道事業特別会計〕																																																				
予算額	303,425千円	新規継続の別	新規・ 継続																																																		
補助単独の別	補助 （ 国 ・府）・単独	補助制度名	社会資本整備総合交付金																																																		
事業内容	<p>〈趣旨〉 「快適な暮らしと自然を守る町」をめざして、住みよいまちづくりと田原川をはじめとする自然環境を守るため、公共下水道の管渠整備を推進する。</p> <p>〈内容〉 整備面積 3.7ha（岩山、禪定寺） 人口普及率目標 82.9% 事業費内訳概要 ・管渠建設工事(面整備工事) 158,600千円 ・水道管移設補償 57,700千円 ・水道管移設受託工事 37,700千円 ・実施設計等 47,500千円 ・事務費 1,925千円</p> <p>〈推移等〉 ① 計画</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>整備面積</th> <th>計画人口</th> <th>事業期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体計画</td> <td>407 ha</td> <td>12,000 人</td> <td>H35 年度</td> <td>H29 年度末見直し予定</td> </tr> <tr> <td>都市計画決定</td> <td>403 ha</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>H5 年 12 月決定/H20 年 1 月見直し</td> </tr> <tr> <td>現認可計画</td> <td>247 ha</td> <td>9,200 人</td> <td>H30 年度</td> <td>第 6 期 5 回変更</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 普及・整備状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>行政人口(人)</th> <th>整備面積(ha)</th> <th>整備人口(人)</th> <th>人口普及率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25年度末</td> <td>9,773</td> <td>143.6</td> <td>5,962</td> <td>61.0</td> </tr> <tr> <td>H26年度末</td> <td>9,692</td> <td>149.7</td> <td>6,061</td> <td>62.5</td> </tr> <tr> <td>H27年度末</td> <td>9,597</td> <td>157.1</td> <td>6,335</td> <td>66.0</td> </tr> <tr> <td>H28年度末見込</td> <td>9,526</td> <td>211.8</td> <td>7,701</td> <td>80.8</td> </tr> <tr> <td>H29年度末見込</td> <td>9,526</td> <td>215.5</td> <td>7,901</td> <td>82.9</td> </tr> </tbody> </table>				整備面積	計画人口	事業期間	備考	全体計画	407 ha	12,000 人	H35 年度	H29 年度末見直し予定	都市計画決定	403 ha	—	—	H5 年 12 月決定/H20 年 1 月見直し	現認可計画	247 ha	9,200 人	H30 年度	第 6 期 5 回変更		行政人口(人)	整備面積(ha)	整備人口(人)	人口普及率(%)	H25年度末	9,773	143.6	5,962	61.0	H26年度末	9,692	149.7	6,061	62.5	H27年度末	9,597	157.1	6,335	66.0	H28年度末見込	9,526	211.8	7,701	80.8	H29年度末見込	9,526	215.5	7,901	82.9
	整備面積	計画人口	事業期間	備考																																																	
全体計画	407 ha	12,000 人	H35 年度	H29 年度末見直し予定																																																	
都市計画決定	403 ha	—	—	H5 年 12 月決定/H20 年 1 月見直し																																																	
現認可計画	247 ha	9,200 人	H30 年度	第 6 期 5 回変更																																																	
	行政人口(人)	整備面積(ha)	整備人口(人)	人口普及率(%)																																																	
H25年度末	9,773	143.6	5,962	61.0																																																	
H26年度末	9,692	149.7	6,061	62.5																																																	
H27年度末	9,597	157.1	6,335	66.0																																																	
H28年度末見込	9,526	211.8	7,701	80.8																																																	
H29年度末見込	9,526	215.5	7,901	82.9																																																	
担当課	建設事業部 上下水道課	電 話	88-3337																																																		

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	第5次拡張事業計画変更認可図書作成事業〔水道事業会計〕																																						
予算額	10,300千円	新規継続の別	新規・継続																																				
補助単独の別	補助(国・府)・単独	補助制度名																																					
事業内容	<p>〈趣旨〉 都市計画マスタープラン改定に伴う都市計画用途地域の変更に基づき給水区域を拡大する変更認可のため、事業計画変更認可申請図書の作成に取り組む。</p> <p>〈内容〉 上水道事業の第5次拡張事業認可の変更申請を行うため、新市街地(工業地域)、にぎわい創出拠点(準工業地域)及びものづくり創造拠点(工業地域)などの給水区域、給水人口、計画水量等の増加予測を検討し変更認可図書を作成する。</p> <p>〈経過〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>認可</th> <th>認可年月</th> <th>事業計画概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>創設認可</td> <td>S.44年12月</td> <td>創設事業</td> </tr> <tr> <td>1次拡張認可</td> <td>S.61年9月</td> <td>銘城台、工業団地への区域拡大</td> </tr> <tr> <td>1次拡張1回変更認可</td> <td>H2年3月</td> <td>上柳原、柳原取水場の追加 久御山町飛地への区域拡大</td> </tr> <tr> <td>2次拡張認可</td> <td>H9年3月</td> <td>立川浄水場、浅井戸取水場の追加 緑苑坂への区域拡大</td> </tr> <tr> <td>2次拡張1回変更認可</td> <td>H14年5月</td> <td>深井戸取水場の追加</td> </tr> <tr> <td>2次拡張2回変更認可</td> <td>H18年2月</td> <td>2次拡張以降の水源位置変更</td> </tr> <tr> <td>3次拡張認可</td> <td>H20年3月</td> <td>高尾飲料水供給施設の統合 給水人口等の見直し</td> </tr> <tr> <td>4次拡張認可</td> <td>H23年3月</td> <td>奥山田簡易水道施設の統合</td> </tr> <tr> <td>4次拡張1回変更認可</td> <td>H24年7月</td> <td>新水源(川東取水井)の追加 城陽市(クリーン21長谷山)への区域拡大</td> </tr> <tr> <td>4次拡張2回変更認可</td> <td>H24年11月</td> <td>久御山町飛地(グリーンヒル三郷山)への区域拡大</td> </tr> <tr> <td>5次拡張認可</td> <td>H29年9月予定</td> <td>岩山、立川、奥山田での区域拡大</td> </tr> </tbody> </table>			認可	認可年月	事業計画概要	創設認可	S.44年12月	創設事業	1次拡張認可	S.61年9月	銘城台、工業団地への区域拡大	1次拡張1回変更認可	H2年3月	上柳原、柳原取水場の追加 久御山町飛地への区域拡大	2次拡張認可	H9年3月	立川浄水場、浅井戸取水場の追加 緑苑坂への区域拡大	2次拡張1回変更認可	H14年5月	深井戸取水場の追加	2次拡張2回変更認可	H18年2月	2次拡張以降の水源位置変更	3次拡張認可	H20年3月	高尾飲料水供給施設の統合 給水人口等の見直し	4次拡張認可	H23年3月	奥山田簡易水道施設の統合	4次拡張1回変更認可	H24年7月	新水源(川東取水井)の追加 城陽市(クリーン21長谷山)への区域拡大	4次拡張2回変更認可	H24年11月	久御山町飛地(グリーンヒル三郷山)への区域拡大	5次拡張認可	H29年9月予定	岩山、立川、奥山田での区域拡大
認可	認可年月	事業計画概要																																					
創設認可	S.44年12月	創設事業																																					
1次拡張認可	S.61年9月	銘城台、工業団地への区域拡大																																					
1次拡張1回変更認可	H2年3月	上柳原、柳原取水場の追加 久御山町飛地への区域拡大																																					
2次拡張認可	H9年3月	立川浄水場、浅井戸取水場の追加 緑苑坂への区域拡大																																					
2次拡張1回変更認可	H14年5月	深井戸取水場の追加																																					
2次拡張2回変更認可	H18年2月	2次拡張以降の水源位置変更																																					
3次拡張認可	H20年3月	高尾飲料水供給施設の統合 給水人口等の見直し																																					
4次拡張認可	H23年3月	奥山田簡易水道施設の統合																																					
4次拡張1回変更認可	H24年7月	新水源(川東取水井)の追加 城陽市(クリーン21長谷山)への区域拡大																																					
4次拡張2回変更認可	H24年11月	久御山町飛地(グリーンヒル三郷山)への区域拡大																																					
5次拡張認可	H29年9月予定	岩山、立川、奥山田での区域拡大																																					
担当課	建設事業部 上下水道課	電 話	88-3337																																				

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	禅定寺加圧ポンプ場移転新設事業〔水道事業会計〕										
予算額	13,200千円	新規継続の別	新規・ 継続								
補助単独の別	補助（国・府）・ 単独	補助制度名									
事業内容	<p>〈趣旨〉 禅定寺配水池への安定的な水道水の供給のため、現在の加圧ポンプ場を上流の禅定寺勝谷地区へ移転新設し、当該ポンプ場新設に伴う送水管の新設及び配水管の更新に取り組む。</p> <p>〈内容〉 ・配水管布設替工事（町道5の4号線他） 配水管 PE φ100 310m PE φ75 320m</p> <p>〈事業計画〉</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>平成27年度</td> <td>実施設計（禅定寺通学路線配水管）</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>配水管更新工事（禅定寺通学路線）（H29～繰越） 実施設計（新加圧ポンプ場～配水池）（H29～繰越）</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>配水管布設替工事【配水管移設等事業で実施】</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>送配水管、新加圧ポンプ場新設工事</td> </tr> </table> <p>〈参考〉 禅定寺配水池への浄水の供給は、現在、森本橋付近にある加圧ポンプ場から加圧送水するとともに禅定寺地区全体に給水を行っている。この送配兼用管は漏水等の事故があった場合、配水池への供給ができなくなり、配水池の浄水までも漏水する。 そのため加圧ポンプ場を地区中央まで移転し、加圧送水専用管の新設及び配水管の更新をする必要がある。移転により既存配水池給水区域も縮小し、配水池の負担軽減となる。 なお、新名神高速道路岩山工事との工程等の調整が必要になる。</p>			平成27年度	実施設計（禅定寺通学路線配水管）	平成28年度	配水管更新工事（禅定寺通学路線）（H29～繰越） 実施設計（新加圧ポンプ場～配水池）（H29～繰越）	平成29年度	配水管布設替工事【配水管移設等事業で実施】	平成30年度	送配水管、新加圧ポンプ場新設工事
平成27年度	実施設計（禅定寺通学路線配水管）										
平成28年度	配水管更新工事（禅定寺通学路線）（H29～繰越） 実施設計（新加圧ポンプ場～配水池）（H29～繰越）										
平成29年度	配水管布設替工事【配水管移設等事業で実施】										
平成30年度	送配水管、新加圧ポンプ場新設工事										
担当課	建設事業部 上下水道課	電 話	88-3337								

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	給水車購入費〔水道事業会計〕		
予算額	14,643千円	新規継続の別	<input checked="" type="checkbox"/> 新規・継続
補助単独の別	補助(国・府)・ <input checked="" type="checkbox"/> 単独	補助制度名	
事業内容	<p>〈趣旨〉 平成28年9月の大規模断水時の課題を踏まえ、現在保有する1.5tの給水タンクに加え、加圧ポンプを装備し、施設や工場などの受水槽にも給水を行うことができる2t加圧給水車を新たに購入することで、災害等による断水事故発生時の給水活動の円滑化を図る。</p> <p>〈内容〉 ■アルミ製タンク2t給水車購入 ・吐出口(65A)2箇所(左右) ・小口給水口(3/4B)4箇所 ・赤色警光灯、電子サイレンアンプ(放送設備付)装備 ・ラッピングステッカー貼付</p>		
担当課	建設事業部 上下水道課	電話	88-3337

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	寺子屋「うじたわら学び塾」運営事業		
予算額	1,362千円	新規継続の別	新規・ <input type="checkbox"/> 継続
補助単独の別	補助(国・府)・ <input type="checkbox"/> 単独	補助制度名	
事業内容	<p>〈趣旨〉 小中学生を対象に教育環境の充実や郷土愛の醸成を図り、宇治田原町独自の地域ぐるみ・町ぐるみによる学びの向上を推進するため、町内在住の教職員退職者や有識者及び次代を担う大学生・高校生を積極的に活用することで、継続的に人がつながっていく学びの場を創出する。</p> <p>〈内容〉</p> <p>■夏休みに講座を開設する。 「英語」「漢字」「夏のまなび」を主なテーマとして児童・生徒が意欲的、主体的に学び方や考え方を学ぶことができる講座を行う。</p> <p>■運営協議会を年2回開催 本町独自の学びの場を創出していくにあたり、町内有識者等による運営協議会を継続して設置する。講座内容の充実や事業効果について第三者的視点からの各種提言を求める。</p>		
担当課	教育部 学校教育課	電話	88-5850

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	高校生通学費補助金		
予算額	27,500千円	新規継続の別	拡充・継続
補助単独の別	補助(国・府)・単独	補助制度名	みらい戦略一括交付金
事業内容	<p>〈趣旨〉 保護者の経済的負担軽減を図り生徒の就学支援を推進するため、高校等(専修学校及び各種学校)の通学に係る費用の一部の補助を行う。</p> <p>〈対象者〉 高校等に通学する生徒の保護者(中学校卒業後3年間)</p> <p>〈補助内容〉</p> <p>■通学定期券購入の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民税所得割額の世帯合計額が211,200円以下の保護者世帯において、学期定期購入額を12か月100円単位で割り戻した月額12か月分。 ・町民税所得割額の世帯合計額が211,200円を超える保護者世帯においては、学期定期購入額に2/3を乗じた額を12か月100円単位で割り戻した月額12か月分。 <p>■上記以外の場合</p> <p>学期定期購入額に1/3を乗じた額を12か月100円単位で割り戻した月額12か月分。</p> <p>〔拡充〕</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成29年度より、初乗り運賃分の控除をなくし、一定額以下の所得世帯については、学期定期を基準とした全額を補助</p> </div>		
担当課	教育部 学校教育課	電話	88-5850

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	学校施設環境整備事業														
予算額	5,823千円 (小学校4,320千円、中学校1,503千円)	新規継続の別	新規・ 継続												
補助単独の別	補助(国・府)・ 単独	補助制度名													
事業内容	<p>〈趣旨〉 小中学校における教育環境の改善と安全性を確保するため、経年劣化等がみられる学校施設の改修や修繕を実施することにより、安心・安全そして快適な教育環境の推進を図る。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">学校名</th> <th style="width: 50%;">環境整備内容</th> <th style="width: 25%;">金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田原小学校</td> <td>体育館高天井照明器具取替工事</td> <td>2,324</td> </tr> <tr> <td>宇治田原小学校</td> <td>体育館高天井照明器具取替工事</td> <td>1,996</td> </tr> <tr> <td>維孝館中学校</td> <td>高圧受電設備改修工事</td> <td>1,503</td> </tr> </tbody> </table>			学校名	環境整備内容	金額(千円)	田原小学校	体育館高天井照明器具取替工事	2,324	宇治田原小学校	体育館高天井照明器具取替工事	1,996	維孝館中学校	高圧受電設備改修工事	1,503
学校名	環境整備内容	金額(千円)													
田原小学校	体育館高天井照明器具取替工事	2,324													
宇治田原小学校	体育館高天井照明器具取替工事	1,996													
維孝館中学校	高圧受電設備改修工事	1,503													
担当課	教育部 学校教育課	電 話	88-5850												

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	就学援助・奨励事業		
予算額	9,078千円 (小学校3,353千円、中学校5,725千円)	新規継続の別	拡充・継続
補助単独の別	補助(国・府)・単独	補助制度名	要保護及び特別支援教育就学奨励費補助金
事業内容	<p>〈趣旨〉 教育の機会均等の理念に基づき、義務教育を円滑に推進することを目的とする。 経済的理由により就学が困難と認められる児童の保護者に対し、就学に必要な学用品等の経費の一部を援助する。</p> <p>〈補助内容〉</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学用品費等(学用品費、通学用品費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)) (2) 新入学児童・生徒学用品費等 (3) 宿泊を伴う校外活動費 (4) 修学旅行費 (5) 学校給食費 (6) クラブ活動費 (7) 生徒会費 (8) PTA会費 <p>【拡充内容】</p> <p>○要保護児童生徒援助費補助金(学用品費等)の補助単価の変更に伴って、増額するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> (2) 新入学児童・生徒学用品費等 小学校20,470円→40,600円 中学校23,550円→47,400円 <p>○平成29年度より追加するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> (6) クラブ活動費 (7) 生徒会費 (8) PTA会費 		
担当課	教育部 学校教育課	電話	88-5850

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	生涯学習推進事業		
予算額	2,184千円	新規継続の別	新規・ <input type="checkbox"/> 継続
補助単独の別	補助(国・府)・ <input type="checkbox"/> 単独	補助制度名	
事業内容	<p>〈趣旨〉 少子高齢化、情報化社会のなかで、個人が生きがいのある人生を過ごすことや自己学習の向上にむけて「いつでも・どこでも・だれもが」学習機会を選択して学ぶことのできる生涯学習のまちづくりを推進する。</p> <p>〈内容〉</p> <p>■生涯学習講座「グリーンライフカレッジ」開催 青少年教育、成人教育、人権教育、家庭教育、高齢者教育、歴史教室、国際交流など、様々な講座メニューを展開し住民に生涯学習の機会を提供する。</p> <p>■学社連携推進事業や地域子ども会に対して補助金を交付し、地域での学校外活動を支援する。</p> <p>〈生涯学習の推進にあたって〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な学習活動を支援していくため関係機関・団体等の有機的な連携・ネットワークの再整備 ・ライフステージに応じた学習機会拡充のための情報提供の充実 ・学びと生きがいにつながるボランティア活動の充実 ・様々な学習要求と学習資源をつなぐコーディネーター等の人材育成 		
担当課	教育部 社会教育課	電話	88-5850

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	奥山田化石ふれあい広場整備事業		
予算額	18,000千円	新規継続の別	新規・継続
補助単独の別	補助(国・府)・ <u>単独</u>	補助制度名	
事業内容	<p>〈趣旨〉 「国道307号奥山田バイパス工事」において掘り出された、貴重な地域資源である化石含有岩の管理・活用を図るため、岩の保管施設、及び学校教育や社会教育等において化石採取ができる体験施設を整備する。</p> <p>また、併せて付帯設備として、幅広い世代の人々が集い、憩えるよう児童遊具や健康遊具を整備することにより教育振興と交流の場に繋げる。</p> <p>〈内容〉 整備場所： 旧奥山田小学校運動場(予定)</p> <p>整備概要： 化石含有岩保管施設(あずまや) 化石採取体験施設(あずまや) 児童遊具及び健康遊具 化石含有岩粉碎・搬入 サイン看板設置</p>		
担当課	教育部 社会教育課	電話	88-5850

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	放課後児童健全育成事業		
予算額	17,795千円 (職員人件費11,006千円、事業費6,789千円)	新規継続の別	新規・ 継続
補助単独の別	補助 (国 ・ 府) ・単 独	補助制度名	子ども・子育て支援交付金
事業内容	<p>〈趣 旨〉 保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、遊びや生活の場を提供することにより、その健全な育成を図る。</p> <p>〈施 設〉 田原児童育成施設 (大字郷之口、保育所南隣) 宇治田原児童育成施設 (大字岩山、まるやま交流館内)</p> <p>〈対象児童〉 町内小学校に在籍する小学生で下記に該当する児童 ・保護者が労働等により昼間不在となるため、家庭での必要な保護が受けられない児童 ・保護者の疾病又は出産その他やむを得ない事情により、家庭での必要な保護が受けられない児童 ・その他、教育長が保護を認める児童</p> <p>〈開設時間〉 平日：下校時～18時30分 土曜・長期休業期間：7時30分～18時30分</p> <p>〈実 績〉 在籍児童数 (H29.2.1現在) 田原 63人・宇治田原 69人</p> <p>〈財 源〉 子ども・子育て支援交付金 補助金：2／3 (国1／3・府1／3) 一般財源1／3</p>		
担当課	教育部 社会教育課	電 話	88-5850

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	田原児童育成施設整備事業		
予算額	55,912千円	新規継続の別	新規・継続
補助単独の別	補助(国・府)・単独	補助制度名	子ども・子育て支援整備交付金
事業内容	<p>〈趣旨〉 多くの児童が利用する施設として、明るく衛生的な環境において、心身ともに健全な育成を図る観点から、老朽化している田原児童育成施設を新たに整備する。</p> <p>〈対象者〉 田原児童育成施設利用者</p> <p>〈事業内容〉 整備場所：田原小学校職員駐車場 整備概要：木造平屋建（190㎡程度） 2支援（定員40人／支援）を整備 1支援あたりの面積 国基準：1.65㎡×40人＝66㎡ 保育室・支援員室・トイレ（男子・女子・多目的）・倉庫</p> <p>〈財源〉 子ども・子育て支援整備交付金 補助金：国2／3、府1／6、町1／6</p>		
担当課	教育部 社会教育課	電話	88-5850

平成29年度 当初予算案主要事項調書

事業名	住民テニスコート等改修事業		
予算額	12,000千円	新規継続の別	新規・継続
補助単独の別	補助(国・府)・ <u>単独</u>	補助制度名	
事業内容	<p>〈趣旨〉 住民テニスコート及び屋外バスケットボールコートにおいて、経年劣化による亀裂等が生じていることから、利用者ニーズに応えるとともに快適なスポーツ環境を提供するため改修工事を行う。</p> <p>〈事業内容〉 整備場所：住民テニスコート・屋外用バスケットボールコート (宇治田原町大字岩山小字大溝1) 整備面積：1,986㎡(テニスコート1,369㎡、バスケットボールコート617㎡) 整備概要：住民テニスコート(2面) 砂入り人工芝コート(オムニコート)仕様 屋外用バスケットボールコート(1面) ハードコート仕様</p>		
担当課	教育部 社会教育課 (住民体育館)	電話	88-5850